

平成 31 年度 水質検査計画



屋久島町 建設課

目 次

◆はじめに	2
1. 基本方針	3
2. 水道事業の概要.....	4
3. 水源の状況.....	10
4. 定期の水質検査.....	23
5. 臨時の水質検査.....	29
6. 水質検査の方法及び委託の内容.....	30
7. 検査結果の評価.....	31
8. 検査計画の見直し	31
9. 検査の精度と信頼性保証	32
10. 関係者との連携.....	33
11. 水質検査計画及び検査結果の公表方法.....	34

別表 1 水質基準項目と検査頻度及び省略の基準

別表 2 採水地点一覧表

別表 3 平成 31 年度 水質検査計画

◆はじめに

水質検査は、利用者のみなさまに安全な水を供給するために不可欠であり、水質管理を徹底する上で、最も重要なものです。近年における水道環境は、新たな化学物質の問題など、その対策は全国的にも急務とされ、各事業体が抱える問題も多種多様であるといえます。

そういった背景の中、利用者のみなさまにより安心して水道をお使い頂けるように、屋久島町においても平成31年度の「水質検査計画」を作成し、地域の水質状況を考慮した水質管理体制の構築を目指しております。この「水質検査計画」においては、安心して水道をお使い頂くために「どこで」「どのような項目を」「どのくらいの頻度で」検査を行うべきか、ということを検討しております。また、その前提となる、現在の水道における水質状況や水質管理上の問題点なども明らかにしています。

安全で良質な水道水を供給するためには、徹底した水質管理を行う必要があることはいうまでもありません。その一方で、水質管理を行うためには相応のコストが必要であり、そのコストは利用者のみなさまから頂く水道料金によってまかなわれています。したがいまして、水道料金を抑えながら、安全で安心な水をご使用いただくためには、水質検査計画に基づき水質検査を的確に行い、適切な水質管理を行うことが重要です。この水質検査計画において、本町の抱える水質管理上の問題点をご理解頂いた上で、地域の水質管理を一緒になって考え、行動して頂ければ幸いです。

屋久島町では次年度以降も水質の状況変化に応じた水質検査計画の見直しを行い、利用者のみなさまにより一層安全で安心な水を供給することに努めて参ります。

1. 基本方針

水質検査を行うにあたって、合理的な効率化を図り、安全性を確保しながら水質検査にかかるコストを低減します。「水質基準に関する省令」に定められている基準項目におきましても、地域や水源の特性、水源周辺環境、過去の検査結果を検討の上、検査頻度の低減を行います。



また、水質管理目標設定項目につきましても、各地域での農薬等の使用実態を踏まえ、変動を監視すべき項目について検査を行うか検討します。

さらに、原水の水質検査につきましては、水道事業における水質管理の基本であると共に、その水質変動は、今後の水源保全の基礎データにもなるため、原則、年次変化を把握できるよう定期的に行います。

水質検査の実施箇所及び頻度につきましても、検査項目同様にコストと安全性の双方の観点より、最も合理的かつ効率的な地点と頻度を選定します。

その他、水質検査に際しましては、検査及びその結果に伴う対症療法的措置のみを意識するのではなく、水質管理の観点から専門機関や関係各位との継続的な連携による水源汚染の予防措置を重視して、計画及び検査の実施を行っていくものとします。



2. 水道事業の概要

屋久島町には全部で26ヶ所の水源があり、表流水や地下水などから取水しています。取水した水（原水）は適切な浄水処理を行い、皆さまの給水栓へと給水しています。

2-1 浄水施設概要

○ 屋久島町北部

○永田地区簡易水道事業（永田浄水場）

給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口(人)	水源の名称	日平均 給水量(m ³)	日最大 給水量(m ³)	時間最大 給水量(m ³)
S. 34. 6. 12	前処理機 緩速ろ過式	800	永田水源地 土面川上流	203	270	837

○吉田地区簡易水道事業（吉田浄水場）

給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口(人)	水源の名称	日平均 給水量(m ³)	日最大 給水量(m ³)	時間最大 給水量(m ³)
S. 44. 3. 31	緩速ろ過式	340	吉田水源地 吉田川上流	82	102	428

○一湊地区簡易水道事業（一湊浄水場）

給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口(人)	水源の名称	日平均 給水量(m ³)	日最大 給水量(m ³)	時間最大 給水量(m ³)
S. 40. 8. 27	緩速ろ過式	2,100	一湊水源地 白川上流	525	760	1,899

○志戸子地区簡易水道事業（志戸子浄水場）

給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口(人)	水源の名称	日平均 給水量(m ³)	日最大 給水量(m ³)	時間最大 給水量(m ³)
S. 39. 5. 23	緩速ろ過式	600	志戸子水源地 志戸子川支流	162	216	756

○宮之浦地区簡易水道事業（宮之浦浄水場）

給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口(人)	水源の名称	日平均 給水量(m ³)	日最大 給水量(m ³)	時間最大 給水量(m ³)
S. 41. 5. 28	前処理機 緩速ろ過式 急速ろ過式	4,400	宮之浦水源地 白谷川支流	1,438	1,920	4,002

○宮之浦地区簡易水道事業（深川浄水場）

給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口(人)	水源の名称	日平均 給水量(m³)	日最大 給水量(m³)	時間最大 給水量(m³)
S. 41. 5. 28	前処理機 緩速ろ過式 急速ろ過式	4,400	宮之浦水源地 白谷川支流	1,438	1,920	4,002

○宮之浦地区簡易水道事業（楠川浄水場）

給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口(人)	水源の名称	日平均 給水量(m³)	日最大 給水量(m³)	時間最大 給水量(m³)
S. 44. 3. 31	緩速ろ過式	500	楠川水源地 城之川上流	120	150	570

○宮之浦地区簡易水道事業（楠川浄水場）

給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口(人)	水源の名称	日平均 給水量(m³)	日最大 給水量(m³)	時間最大 給水量(m³)
S. 44. 3. 31	緩速ろ過式	200	楠川水源地 楠川上流	48	50	312

○東部地区簡易水道事業（小瀬田浄水場）

給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口(人)	水源の名称	日平均 給水量(m³)	日最大 給水量(m³)	時間最大 給水量(m³)
S. 41. 5. 28	前処理機 緩速ろ過式 急速ろ過式	900	小瀬田水源地 男川上流 女川支流 地下水	266	350	1,050

○東部地区簡易水道事業（長峰浄水場）

給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口(人)	水源の名称	日平均 給水量(m³)	日最大 給水量(m³)	時間最大 給水量(m³)
S. 49. 3. 30	前処理機 緩速ろ過式 急速ろ過式	450	長峰水源地 落川上流	163	218	850

○ 屋久島町南部

○南部地区簡易水道事業（永久保淨水場）

給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口(人)	水源の名称	日平均 給水量(m³)	日最大 給水量(m³)	時間最大 給水量(m³)
H. 7	前処理機 急速ろ過式	190	永久保水源地 田代川河川水	88	120	1,982

○南部地区簡易水道事業（松峯淨水場）

給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口(人)	水源の名称	日平均 給水量(m³)	日最大 給水量(m³)	時間最大 給水量(m³)
S. 37	緩速ろ過式	3,360	安房水源地 横川河川水	937	1,751	6,720

○南部地区簡易水道事業（花揚淨水場）

給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口(人)	水源の名称	日平均 給水量(m³)	日最大 給水量(m³)	時間最大 給水量(m³)
S. 62	前処理機 急速ろ過式	400	平野水源地 花揚川河川水	76	100	250

○南部地区簡易水道事業（高平淨水場）

給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口(人)	水源の名称	日平均 給水量(m³)	日最大 給水量(m³)	時間最大 給水量(m³)
H. 2	緩速ろ過式	135	高平水源地 小田汲川河川水	49	64	184

○南部地区簡易水道事業（麦生淨水場）

給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口(人)	水源の名称	日平均 給水量(m³)	日最大 給水量(m³)	時間最大 給水量(m³)
H. 1	緩速ろ過式	350	麦生水源地 小田汲川河川水	84	105	385

○原地区簡易水道事業（新原淨水場）

給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口(人)	水源の名称	日平均 給水量(m³)	日最大 給水量(m³)	時間最大 給水量(m³)
H. 11	前処理機 急速ろ過式	470	新原水源地 鰐之川水源地	179	133	407

○原地区簡易水道事業（原浄水場）

給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口(人)	水源の名称	日平均 給水量(m³)	日最大 給水量(m³)	時間最大 給水量(m³)
S. 35	緩速ろ過式	470	原水源地 すとり川水源地	179	233	1,595

○尾之間地区簡易水道事業（尾之間浄水場）

給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口(人)	水源の名称	日平均 給水量(m³)	日最大 給水量(m³)	時間最大 給水量(m³)
H. 7	前処理機 急速ろ過式	1,030	尾之間水源地 すとり川水源地	373	500	131

○尾之間地区簡易水道事業（小島浄水場）

給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口(人)	水源の名称	日平均 給水量(m³)	日最大 給水量(m³)	時間最大 給水量(m³)
S. 37	前処理機 急速ろ過式	1,030	小島水源地	373	500	131

○西部地区簡易水道事業（上之牧浄水場）

給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口(人)	水源の名称	日平均 給水量(m³)	日最大 給水量(m³)	時間最大 給水量(m³)
S. 61	前処理機 緩速ろ過式	910	上之牧水源地	1,270	353	389

○西部地区簡易水道事業（平内浄水場）

給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口(人)	水源の名称	日平均 給水量(m³)	日最大 給水量(m³)	時間最大 給水量(m³)
H. 2	前処理機 緩速ろ過式 急速ろ過式	910	平内水源地 大崎川河川水	270	353	389

○西部地区簡易水道事業（湯泊浄水場）

給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口(人)	水源の名称	日平均 給水量(m³)	日最大 給水量(m³)	時間最大 給水量(m³)
S. 61	前処理機 緩速ろ過式	910	湯泊水源地 湯川河川水	270	353	389

○栗生・中間地区簡易水道事業（中間浄水場）

給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口(人)	水源の名称	日平均 給水量(m ³)	日最大 給水量(m ³)	時間最大 給水量(m ³)
H. 3	緩速ろ過式	1,790	中間水源地 中間川河川水	529	690	39

○栗生・中間地区簡易水道事業（栗生浄水場）

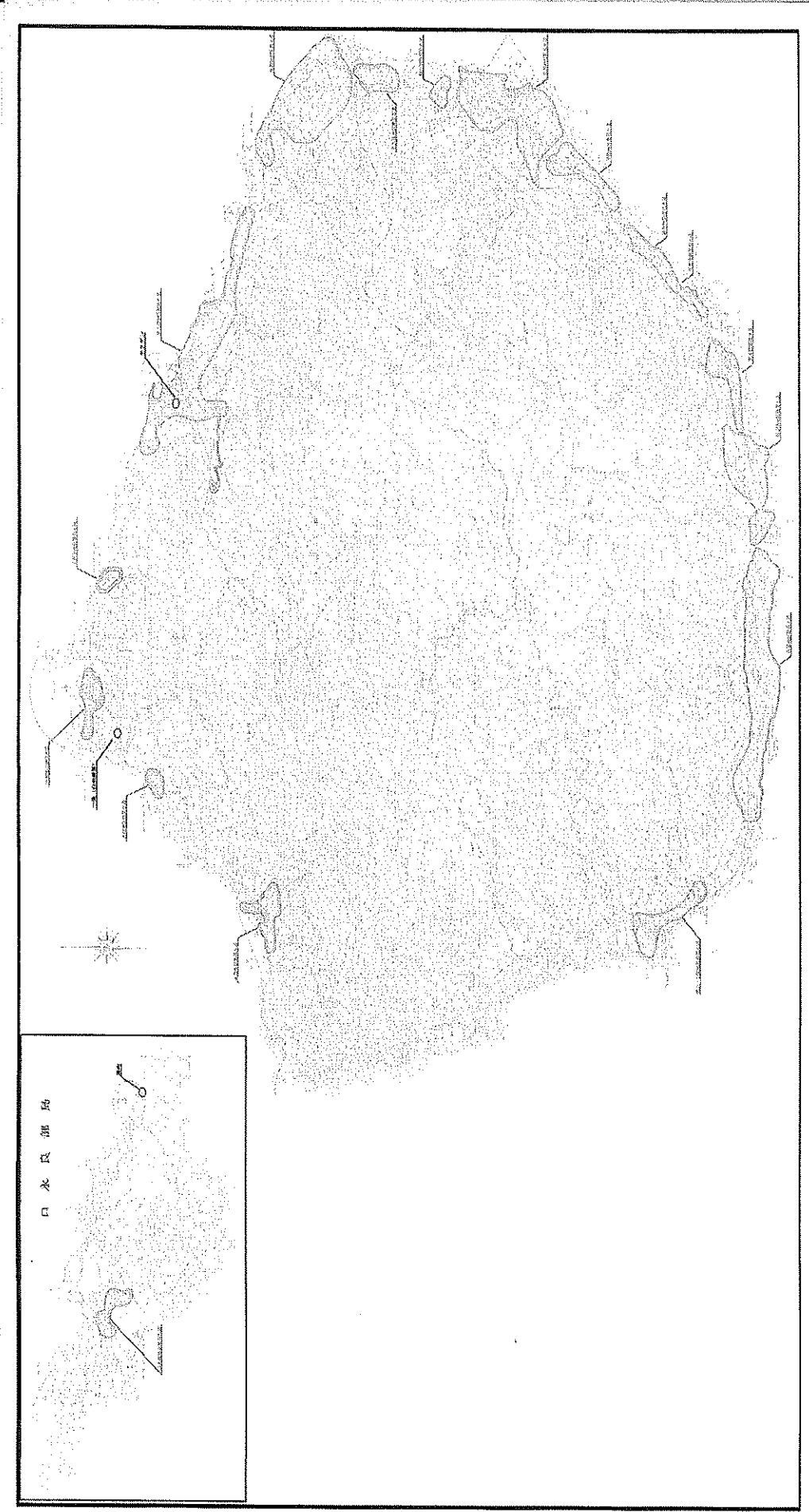
給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口(人)	水源の名称	日平均 給水量(m ³)	日最大 給水量(m ³)	時間最大 給水量(m ³)
H. 3	前処理機 緩速ろ過式	1,790	栗生水源地 栗生川河川水	529	690	39

○ 口永良部

○口永良部地区簡易水道事業（口永良部浄水場）

給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口(人)	水源の名称	日平均 給水量(m ³)	日最大 給水量(m ³)	時間最大 給水量(m ³)
S. 45. 3. 1	緩速ろ過式	170	口永良部水源地 前田川上流 前田川支流	41	84	478

2-2 給水区域図



3. 水源の状況

屋久島町には全部で26ヶ所の水源地があります。水源地で取水した水（以下「原水」と呼びます。）は、それぞれの浄水施設を経て水道水（以下「浄水」と呼びます。）となり、各家庭へと給水しています。

浄水は原水の水質の影響を大きく受けるため、本水質検査計画においては、各水源地の状況及び原水の水質状況を掲載します。また、水源地別に、水質を汚染させる可能性のある要因を明らかにし、それにおける水質管理上の問題点も掲載します。

このような水源ごとの検討結果を踏まえて、それぞれの地域にあった水質検査の頻度（回数）を決定します。

○ 屋久島町北部

【永田地区簡易水道】（永田浄水場）

永田地区簡易水道は、土面川上流の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある前処理機や緩速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。

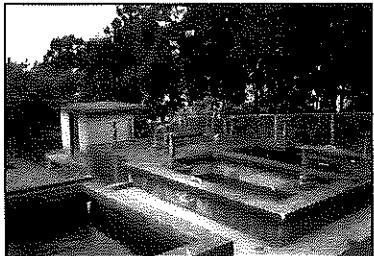


水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても大きな変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

【吉田地区簡易水道】(吉田浄水場)

吉田地区簡易水道は、吉田川上流の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある緩速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても大きな変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

【一湊地区簡易水道】(一湊浄水場)

一湊地区簡易水道は、白川上流の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある緩速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。

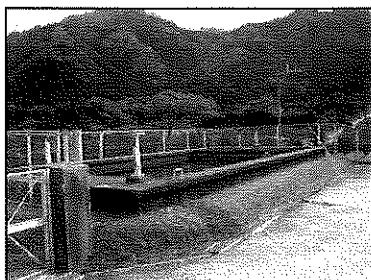
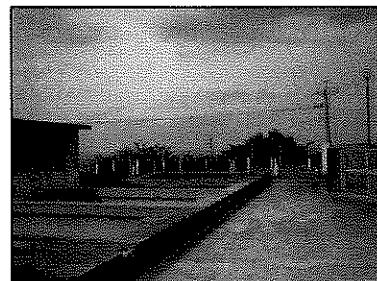


水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても大きな変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

【志戸子地区簡易水道】(志戸子浄水場)

志戸子地区簡易水道は、志戸子川支流の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある緩速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。

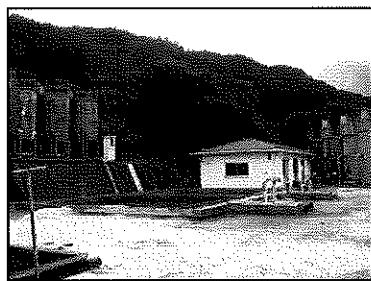
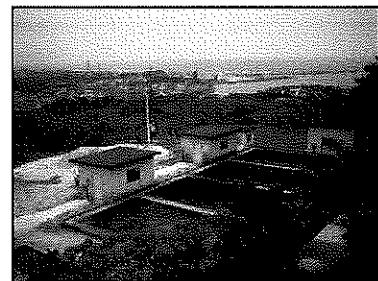


水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

【宮之浦地区簡易水道】(宮之浦浄水場)

宮之浦地区簡易水道の宮之浦浄水場は、白谷川支流の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、宮之浦浄水場と深川浄水場に設置してある前処理機や緩速ろ過施設、急速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。



【宮之浦地区簡易水道】（深川浄水場）

宮之浦地区簡易水道の深川浄水場は、深川の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある緩速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。

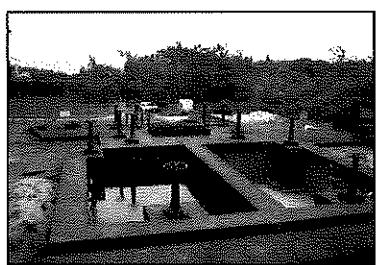
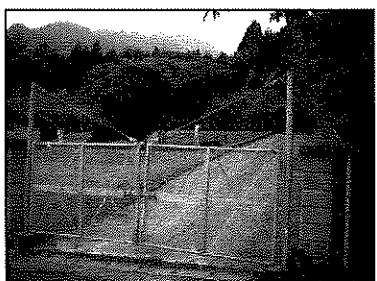


水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

【宮之浦地区簡易水道】（楠川浄水場）

宮之浦地区簡易水道の楠川浄水場は、城之川支流の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある緩速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

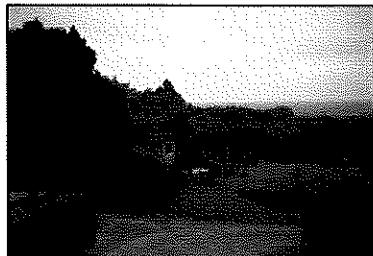
しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

【宮之浦地区簡易水道】（楠川浄水場）

宮之浦地区簡易水道の楠川浄水場は、楠川上流の表流水を取水して、原水として利用しています。



取水した原水は、浄水場内に設置してある緩速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。

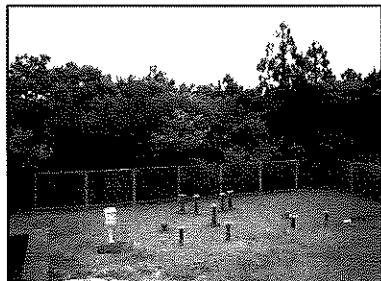


水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

【東部地区簡易水道事業】（小瀬田浄水場）

東部地区簡易水道の小瀬田浄水場は、男川上流と女川支流からの表流水、深井戸からの地下水を取水して、原水として利用しています。混合した原水は、浄水場内に設置してある前処理機や緩速ろ過施設、急速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。

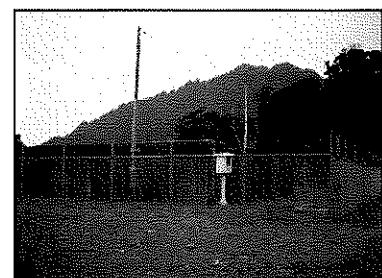


水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

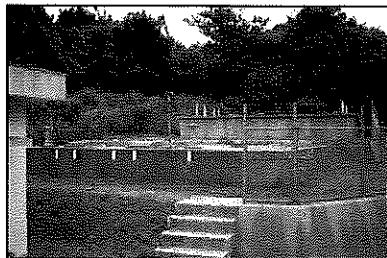
しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

【東部地区簡易水道】（長峰浄水場）

東部地区簡易水道の長峰浄水場は、落川上流の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある前処理機や緩速ろ過施設、急速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理



しています。



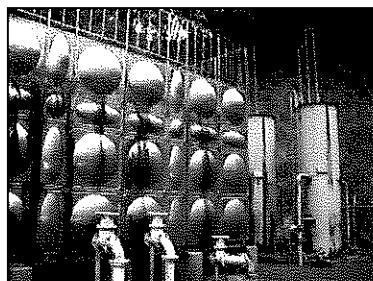
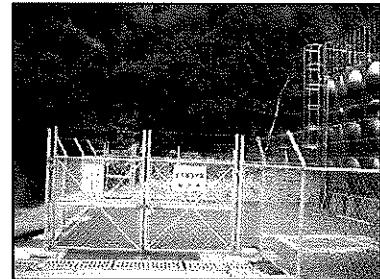
水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

○ 屋久島町南部

【南部地区簡易水道】（永久保淨水場）

南部地区簡易水道の永久保淨水場は、田代川河川の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある前処理機と急速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

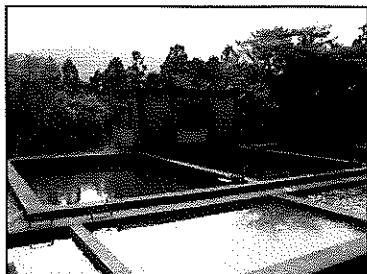
しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

【南部地区簡易水道】（松峯浄水場）

南部地区簡易水道の松峯浄水場は、横川の河川の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある緩速ろ



過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

【南部地区簡易水道】（花揚浄水場）

南部地区簡易水道の花揚浄水場は、花揚川の河川の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある前処理機と急速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



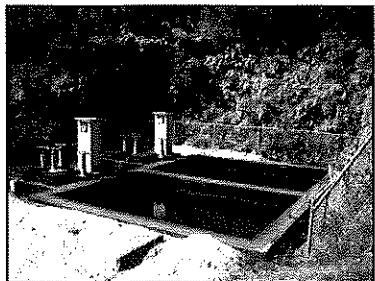
水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

【南部地区簡易水道】（高平浄水場）

南部地区簡易水道の高平浄水場は、小田汲川の河川の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある緩速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



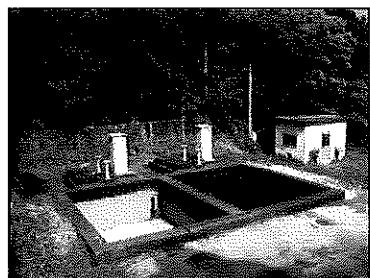


水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

【南部地区簡易水道】（麦生浄水場）

南部地区簡易水道の麦生浄水場は、小田汲川の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある緩速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。

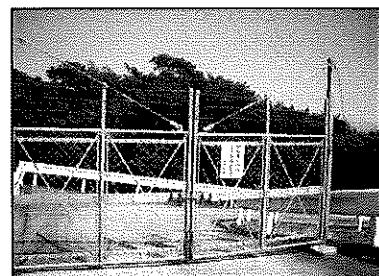


水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

【原地区簡易水道】（新原浄水場）

原地区簡易水道の新原浄水場は、鯛之川の河川の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある緩速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



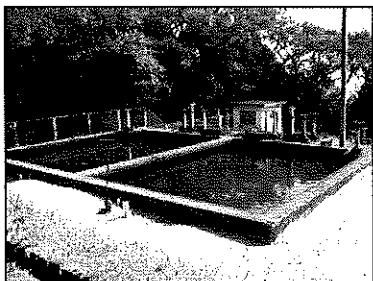
水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における

る大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

【原地区簡易水道】（原浄水場）

原地区簡易水道の原浄水場は、すすとり川河川の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある緩速ろ過施設を通することで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。

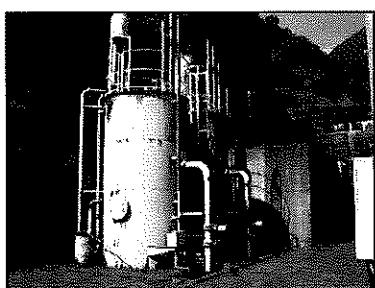
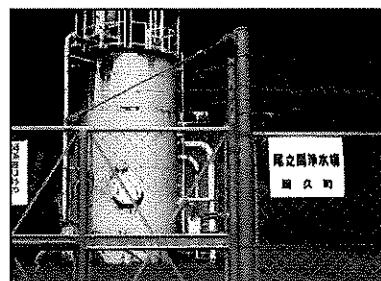


水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

【尾之間地区簡易水道】（尾之間浄水場）

尾之間地区簡易水道は、すすとり川河川の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある前処理機と急速ろ過施設を通することで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。

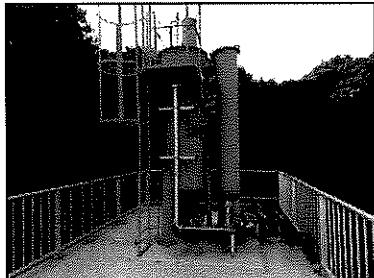
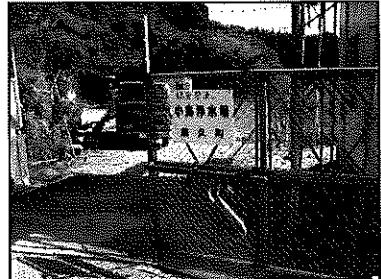


水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

【尾之間地区簡易水道】（小島浄水場）

小島地区簡易水道の小島浄水場は、小島水源地の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある前処理機と急速ろ過施設を通することで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。

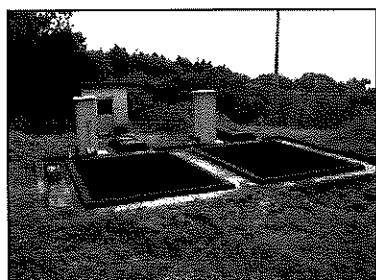


水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

【西部地区簡易水道】（上之牧浄水場）

西部地区簡易水道の上之牧浄水場は、上之牧水源地の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある前処理機と緩速ろ過施設を通することで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。

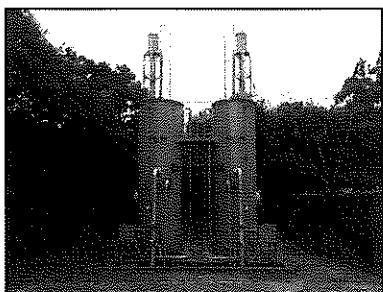


水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

【西部地区簡易水道】（平内浄水場）

西部地区簡易水道の平内浄水場は、大崎川河川水の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある前処理機や急速ろ過施設、緩速ろ過施設を通することで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。

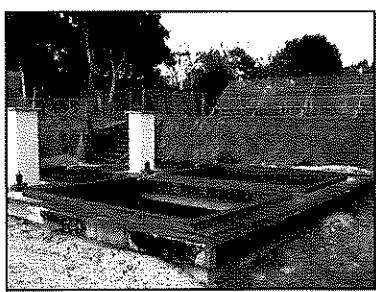


水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

【西部地区簡易水道】（湯泊浄水場）

西部地区簡易水道の湯泊浄水場は、湯川河川水の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある前処理機と緩速ろ過施設を通することで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

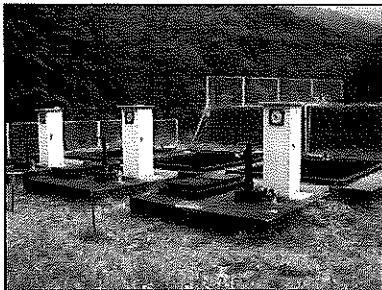
しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

【栗生・中間地区簡易水道】（中間浄水場）

中間地区簡易水道の中間浄水場は、中間川河川



水の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある緩速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。

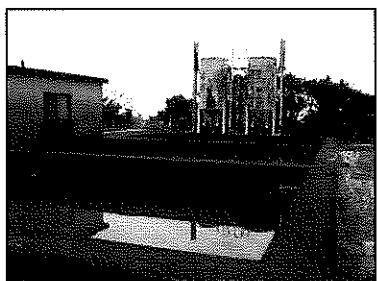


水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

【栗生・中間地区簡易水道】（栗生浄水場）

栗生地区簡易水道の栗生浄水場は、栗生川河川水の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある前処理機と緩速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



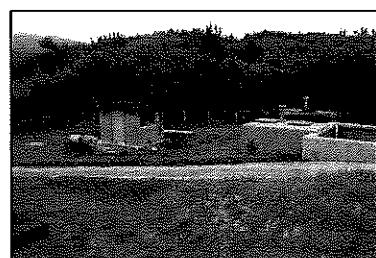
水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

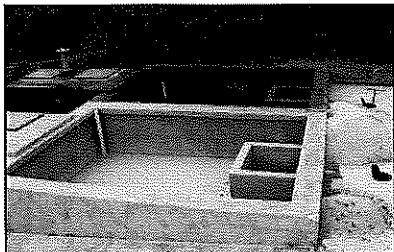
○ 屋久島町口永良部

【口永良部地区簡易水道】（口永良部浄水場）

口永良部地区簡易水道は、前田川上流、前田川支流の表流水を取水して、原水として利用しています。混合した原水は、浄水場内に



設置してある緩速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

4. 定期の水質検査

4-1 水質基準

浄水の水質については、「水質基準に関する省令」によって供給される基準が定められています。

基準は概略、「病原性微生物」と「化学物質」に関するもので分類されていて、以下のような考え方で設定されています。

4-1-1 病原性微生物に関する水質基準の考え方

○一般細菌

浄水が適切に消毒されているかを示す指標であり、この項目が大きく増加した場合は、原水への生活排水等の混入の疑いがあります。

1mL 中に 100 個以下であれば、水道水による集団感染等が起きないことを理由に基準が設定されています。

○大腸菌

水による感染症の多くが人や動物の糞便を由来とすることから、水が糞便に汚染されていないかを確認するために検査します。

100mL 中に 1 つもないことが基準となっています。

4-1-2 化学物質に関する水質基準の考え方

毒性等のある全ての物質を検査することは現実的でないため、基準値の 10% を超えて検出された項目、又は超える可能性の高い項目について、当該基準値を水質基準として定めています。

判断基準となる基準値は下記の考え方で設定されています。

○健康に影響のある項目（毒性等）

50kg の人が毎日 2 リットルの水を飲み続けた場合でも影響のない値（又は、影響が出始める値の 10%）が 1 日の摂取量の上限とされています。

この上限に対して、水道水以外から摂取することも考慮して、上限の 10%（消毒副生成物の場合は水道水以外からの摂取の可能性が低いため 20%）が基準値として設定されています。

さらに、発ガン性物質や影響が不確定な物質の場合は、上限自体を低く考えて、最終的にもとの上限の約 1 % が基準値となるよう設定されています。

○生活利用上で困る項目（着色等）

色・濁り・臭いや、その元となる物質などの、水道水を利用する上で困る項目については、障害を生じる濃度を基に基準値が設定されています。

4-2 淨水の検査

浄水（利用者のみなさまに給水される、原水を処理した後の水）の検査につきましては、水道法施行規則第15条（定期及び臨時の水質検査を規定している厚生労働省令、以下「省令」と略します。）で定めるところにより、下記にて検査を行います。

4-2-1 水質検査項目と頻度

1) 毎日検査項目

給水されている水に異常がないことを確かめるため、1日1回、色・濁り・残留塩素の3項目の検査を行います。

- ・ 色、濁り：試験管に採水して、目視にて確認します。
- ・ 残留塩素：試験管に採水後、試薬を入れ、着色度合いにより残留塩素濃度を測定します。（この項目を測ることで消毒が適切に行われているかを確認することができます。）

2) 每月検査項目

水道水の安全性を確保するためには、安全等に直接関わる項目については、より高い頻度での検査が望ましいところですが、検査頻度が高いほど負担して頂く料金への影響も大きくなります。そこで、合理的な検査頻度での検査が必要となります。

長年にわたる全国的な実績から、毎月1回の検査で大きな問題は生じないことが経験則として言われており、省令もこの経験をもとに定められています。また、省令では、塩化物イオン、全有機炭素、pH、味、臭気、色度、濁度の7項目については、自動計測機等で連続的に測定を行う場合は検査頻度を減らすこととなっています。

しかしながら、本町においては規模的にも連続測定を行う設備を持っていないため、検査頻度は減らさず、安全に直接関わる、一般細菌・大腸菌・塩化物イオン・全有機炭素・pH・味・臭気・色度・濁度の9項目については、毎月1回検査を行います。

但し、藻類に起因する項目（ジェオスミンと2-メチルイソボルネオール）については、藻類発生が考えられる時期に、必要回数検査を行うこととします。

- ・ いずれの項目も詳細な検査を行うため、検査用の採水容器に採水後、水質検査機関に依頼して検査を行います。
- ・ 毎月検査項目は、病原性微生物の混入を疑わせる指標と考えられている項目で、毎日検査と毎月検査を的確に行うことと、水道水を原因とする病気等の感染を確実に防止するようにしています。

3) 3ヶ月に1回検査する項目

上記1) 2) 以外の項目については、病原性微生物のように短期的に危険に晒される項目ではなく、比較的長期間での摂取等が問題となります。このような項目について、近年の全国的な調査により、年4回（季節変動を考慮）以上の検査を行えば、毎月1回の検査と同等の結果が得られることが明らかになったため、省令に基づき、本町においても原則3ヶ月に1回検査を行います。

但し、消毒剤及び消毒副生成物に起因する項目以外については原水に起因する項目なので、水源状況が安定している場合には大きな変動はありません。このため過去のデータで基準値を大きく下回っている場合は、水源状況の安定性を考慮した上で、省令に基づき、下記基準で検査回数を減らして効率的な水質検査を行うことが可能です。

- ・ 過去3年間の検査結果が基準値の10%以下の場合、検査頻度を3年に1回に低減することが可能です。
- ・ 過去3年間の検査結果が基準値の20%以下の場合、検査頻度を1年に1回に低減することが可能です。

具体的には下記の頻度で水質検査を行います。

- ・ 消毒剤及び消毒副生成物に起因する項目については、人為的要因であること及び、省令の規定により検査頻度は減らさず3ヶ月に1回とします。
- ・ 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素については、省令の規定では検査頻度を減らすことが出来ますが、肥料や生活排水、工場排水の影響を受けやすい為、3ヶ月に1回検査を行います。
- ・ その他の項目については、水源状況の安定性を考慮した上で、省令の基準に基づき検査回数を減らして効率的な水質検査を行います。

個々の検査項目と検査頻度については、別表1 水質基準項目と検査頻度及び省略の基準を参照してください。

4) 検査の省略について

平成 15 年に改正された省令では、上記 3) の項目のほとんどについて、過去の検査結果が基準値の 50%を一度も超えたことがない場合は、水源の状況に応じて検査を省略することが出来ます。しかし本町では、水道水の安全性をより確実にするため、検査を省略することが可能な項目についても年 1 回検査を実施します。

4-2-2 採水場所

- ・給水栓水（蛇口の水）を検査する地点とします。
- ・水源系統毎の末端の蛇口の水を採水場所と設定し、各検査項目で異なった給水栓が選択されないように注意します。

具体的な採水場所につきましては、別表 2 採水地点一覧表を参照してください。

4-3 原水の検査

原水（水源から直接取った、消毒等の処理をする前の水）の検査については、水源状況を把握する上で、定期的な検査によって変動傾向を監視するため、下記にて検査を行います。

4-3-1 原水の水質検査項目と頻度

原水については、消毒処理による副生成物を除く項目を年 1 回検査します。

原水の水質検査の頻度については、省令で定められていませんが、水道水質管理の上で最も重要な情報の一つでもあることから、経年変化を把握するため年 1 回行います。

また、クリプトスパリジウム等、耐塩素性病原生物の検査と、その指標となる指標菌（大腸菌・嫌気性芽胞菌）の検査を「水道におけるクリプトスパリジウム等対策指針」に基づき、原水の種別や過去の指標菌検出状況から、クリプトスパリジウム等による汚染の恐れを判定します。判定基準及び検査頻度については下表のとおりです。

判断基準

リスクレベル	原水の種別	汚染の恐れの判断	
		指標菌検出状況	
		検出	未検出
レベル1	汚染の可能性が低い 地表水が混入していない 被圧地下水のみの水		○
レベル2	当面汚染の可能性が低い 地表水が混入していない 被圧地下水以外の水		○
レベル3	汚染のおそれがある 地表水以外の水	○	
レベル4	汚染のおそれが高い 地表水	○	

地表水：河川表流水、ダム水、湖沼水等の、地表面に存在する陸水。

被圧地下水：粘土層等の不透性の地層に挟まれた帶水層内に存在し、被圧されている地下水。

検査頻度

リスクレベル	検査頻度	
	指標菌検査	クリプトスパリジウム検査
レベル1	3年に1回、井戸内部の状況点検	
レベル2	3ヶ月に1回以上	—
レベル3	毎月1回以上	3ヶ月に1回以上
レベル4	毎月1回以上	3ヶ月に1回以上

原水毎にレベル 1 からレベル 4 まで分類し、それぞれのレベルに合わせた項目・頻度で検査を行います。しかし、レベル 1 の場合、水道水の安全性をより確実にする為に、レベル 2 の項目・頻度で検査を行います。(原水毎の検査頻度につきましては、下表を参照してください。)

施設名称	レベル	原水 39 項目	指標菌 検査	クリプト スボリジウム等	備考
永田水源	4	1回／年	1回／年	1回／年	高感度濁度計等施設整備済み。
吉田水源	4	1回／年	12回／年	4回／年	
一湊水源	4	1回／年	12回／年	4回／年	
志戸子水源	4	1回／年	12回／年	4回／年	
宮之浦水源	4	1回／年	1回／年	1回／年	高感度濁度計等施設整備済み。
深川水源	4	1回／年	12回／年	4回／年	
楠川水源	4	1回／年	12回／年	4回／年	
楠川水源	4	1回／年	12回／年	4回／年	
小瀬田水源（第 1）	4	1回／年	1回／年	1回／年	高感度濁度計等施設整備済み。
小瀬田水源（第 2・地下水）	1	1回／年	4回／年	—	レベル 1 であるが安全性を確保する為、指標菌検査を行う。
小瀬田水源（第 3）	4	1回／年	1回／年	1回／年	高感度濁度計等施設整備済み。
長峰水源	4	1回／年	1回／年	1回／年	高感度濁度計等施設整備済み。
永久保水源	4	1回／年	12回／年	4回／年	
松峰水源	4	1回／年	1回／年	1回／年	高感度濁度計等施設整備済み。
花揚水源	4	1回／年	1回／年	1回／年	高感度濁度計等施設整備済み。
高平水源	4	1回／年	1回／年	1回／年	高感度濁度計等施設整備済み。
新原水源	4	1回／年	1回／年	1回／年	高感度濁度計等施設整備済み。
原水源	4	1回／年	12回／年	4回／年	
小島水源	4	1回／年	1回／年	1回／年	高感度濁度計等施設整備済み。
上之牧水源	4	1回／年	12回／年	4回／年	
平内水源	4	1回／年	12回／年	4回／年	
湯泊水源	4	1回／年	12回／年	4回／年	
中間水源	4	1回／年	12回／年	4回／年	
栗生水源	4	1回／年	12回／年	4回／年	
口永良部水源（第 1）	4	1回／年	12回／年	4回／年	
口永良部水源（第 2）	4	1回／年	12回／年	4回／年	

4-3-2 採水場所

各水源地を検査地点とし、各水源地の採水口を採水場所と設定します。

具体的な採水場所につきましては、別表2「採水地点一覧表」を参照してください。

4-4 水質管理目標設定項目の検査

水質管理目標設定項目の検査については、将来にわたり水道水の安全の確保等を万全に期する見地から、必要に応じて検査を行うか検討します。また、農薬類については引き続き地域での使用状況を調査して、検出される可能性の高い項目を適切に選定することとします。

5. 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、以下のような場合や給水栓水（蛇口から出る水）で水質基準に適合しないおそれがある場合に行います。

- ・水源の水質が著しく悪化したとき
- ・水源に異常があったとき
- ・水源付近、給水地域及びその周辺において消化器系感染症が流行したとき
- ・浄水過程に異常が起こったとき
- ・送水管等の工事その他水道施設が著しく汚染されるおそれがあるとき
- ・原因不明の色、濁り、pH異常、臭いなど水質に変化があるとき
- ・浄水施設等の新設後の通水開始前
- ・その他特に必要があると認められたとき

また、蛇口での赤水、異臭味など利用者から苦情、水質相談があったときも必要に応じた水質検査を行います。

6. 水質検査の方法及び委託の内容

6-1 水質検査の方法

- ・水質検査全般の検査方法については、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成15年厚生労働省告示第261号)に基づいています。
- ・遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法については、水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法(平成15年厚生労働省告示第318号)に基づいています。
- ・その他の検査を行う場合は、上水試験方法(日本水道協会)等に基づいています。



6-2 委託の内容

1) 委託の範囲

①具体的な検査項目、頻度

原水の検査項目及び検査頻度については表4.3-1、浄水の水質検査については、別表3に示す項目について委託します。

②試料の採取及び運搬方法

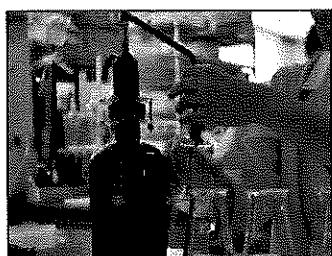
試料の採取については、本町の水道課職員が行い、運搬を厚生労働省の登録機関に委託しています。

③臨時検査の取扱い

継続的に水質を評価する観点から、定期検査と臨時検査は同一の水質検査機関に委託しています。

2) 委託した検査の実施状況の確認方法

水質検査の結果の根拠となる書類、精度管理の実施状況及び厚生労働省等による外部精度管理調査に係る資料、水質基準項目に関する品質管理の認証(水道GLP、ISO9001等)取得やこれに類する取組の状況に関する書類を確認するとともに、必要に応じて検査施設への立入検査、実施の水質検査機関における水質検査の業務の確認に関する調査(以下「日常業務確認調査」という。)を実施し、水質検査機関の技術能力の把握を行います。



7. 検査結果の評価

各家庭へ給水されている水道水（浄水）は、51項目の水質基準項目をもとに検査が行われています。また、これらの項目には、それぞれ安全と認められる水質基準が定められております。水質検査の結果、もし基準を超える項目があった場合には、直ちに原因究明に努め、安全性を確保するために必要な措置を講じます。さらに、検査結果に異常があった場合には、直ちに再検査を行うこととします。

7-1 水質異常時の対応

水質に異常等が認められた場合には、検査機関と協議の上、必要と思われる項目について至急検査を行うこととします。また、給水区域内の集落区長等へ連絡するなど、状況の連絡周知に努めます。検査結果の内容により必要に応じて給水停止等の所定の処置を講じます。

8. 検査計画の見直し

水質検査の実施については、検査計画に従って行いますが、以下の場合は検査の計画を見直すものとします。

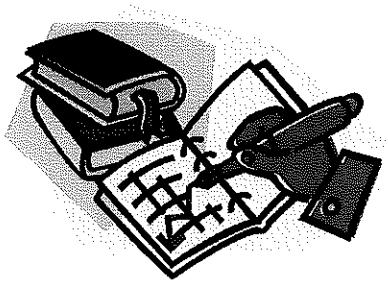
- ① 水源の変更（新規、増設等）を行った場合。（過去データによる検討が不可能になるため。）
- ② 処理方法について、追加又は削除等の変更（ろ過方法の導入や変更等）が生じた場合。（過去データによる検討が不可能になるため。）
- ③ 水源周辺に異常が確認された場合。（水源水質の安全が確認できる計画に変更）
- ④ その他検査計画の変更が必要と認めた場合。

具体的な検査計画につきましては、別表3 平成31年度水質検査計画を参照してください。

9. 検査の精度と信頼性保証

本町においては水質検査設備を保有していないため、毎日検査等の簡易な検査以外の水質検査は、毎年、水質検査機関に委託しています。

このため、検査の精度と信頼性保証については、検査機関に対して下記事項を適切に確認することが重要となります。



検査の精度

水質を管理するために行っている検査結果は、正確なデータでなければなりません。検査の精度（正確さ）を確保することが、重要であることから、委託する際には、以下の要件を満たしていることを確認します。

- ・検査が可能な検査施設を有していること。
- ・知識経験を有する者が検査を担当し、その人数が5人以上であること。
- ・厚生労働省の実施する外部精度管理の結果が良好であること。

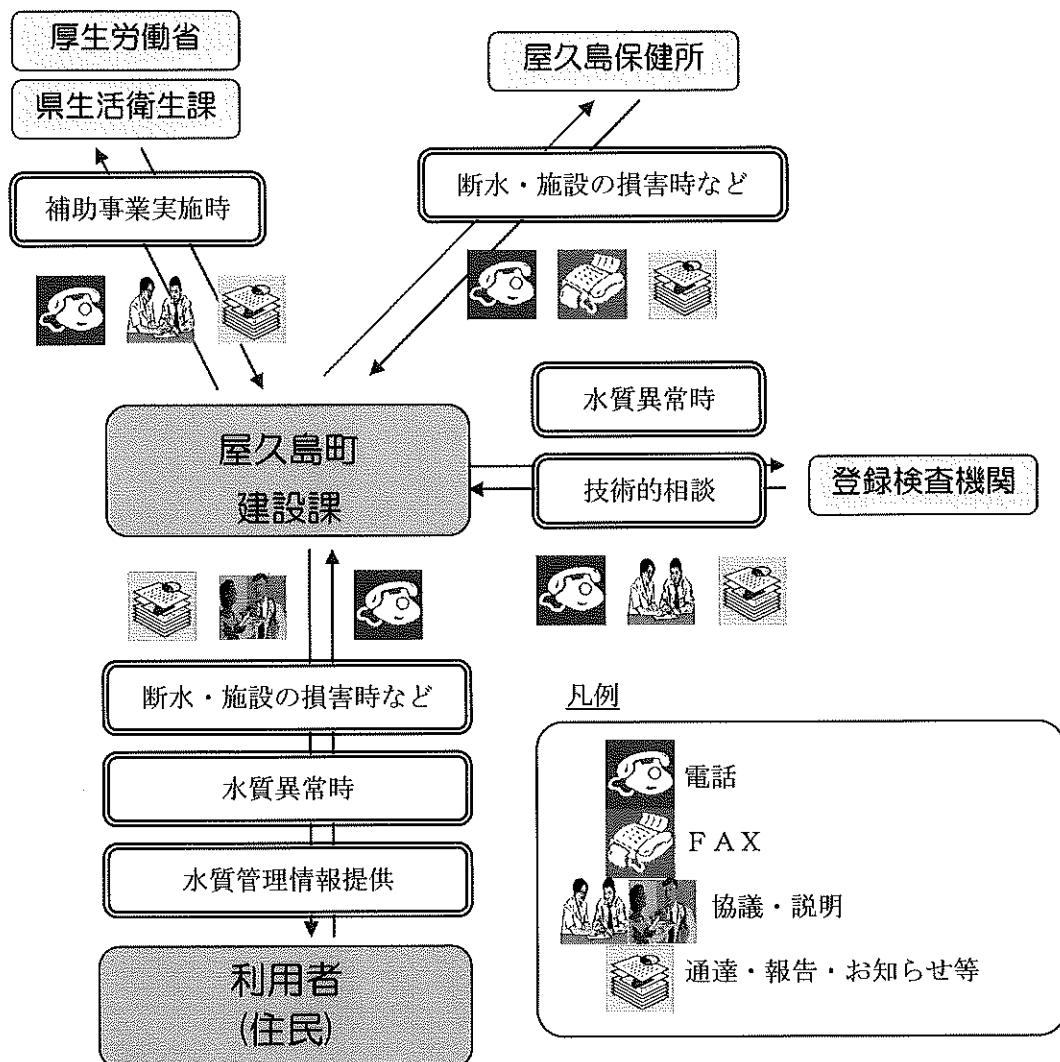
信頼性の保証

検査の工程だけではなく、結果の改ざんは言うまでもなく、検体や検査結果の取り違え等、検査以外での工程（事務業務及び連絡業務等）についても信頼性の保証が必要であることから、委託する際には、以下の要件を満たしていることを確認します。

- ① 水質検査を行う部門に専任の管理者が置かれていること。（水質検査部門管理者）
- ② 専ら水質検査業務の管理及び精度の確保を行う部門が置かれ、専任の管理者が置かれていること。（信頼性確保部門管理者）
- ③ 信頼性保証システム（第三者機関の監査を含むシステム）として、ISO 9001の認証を取得していること。
- ④ ISO 9001の認証の内容は、水質検査業務及び水質検査業務に係る事務業務等が含まれていること。

10. 関係者との連携

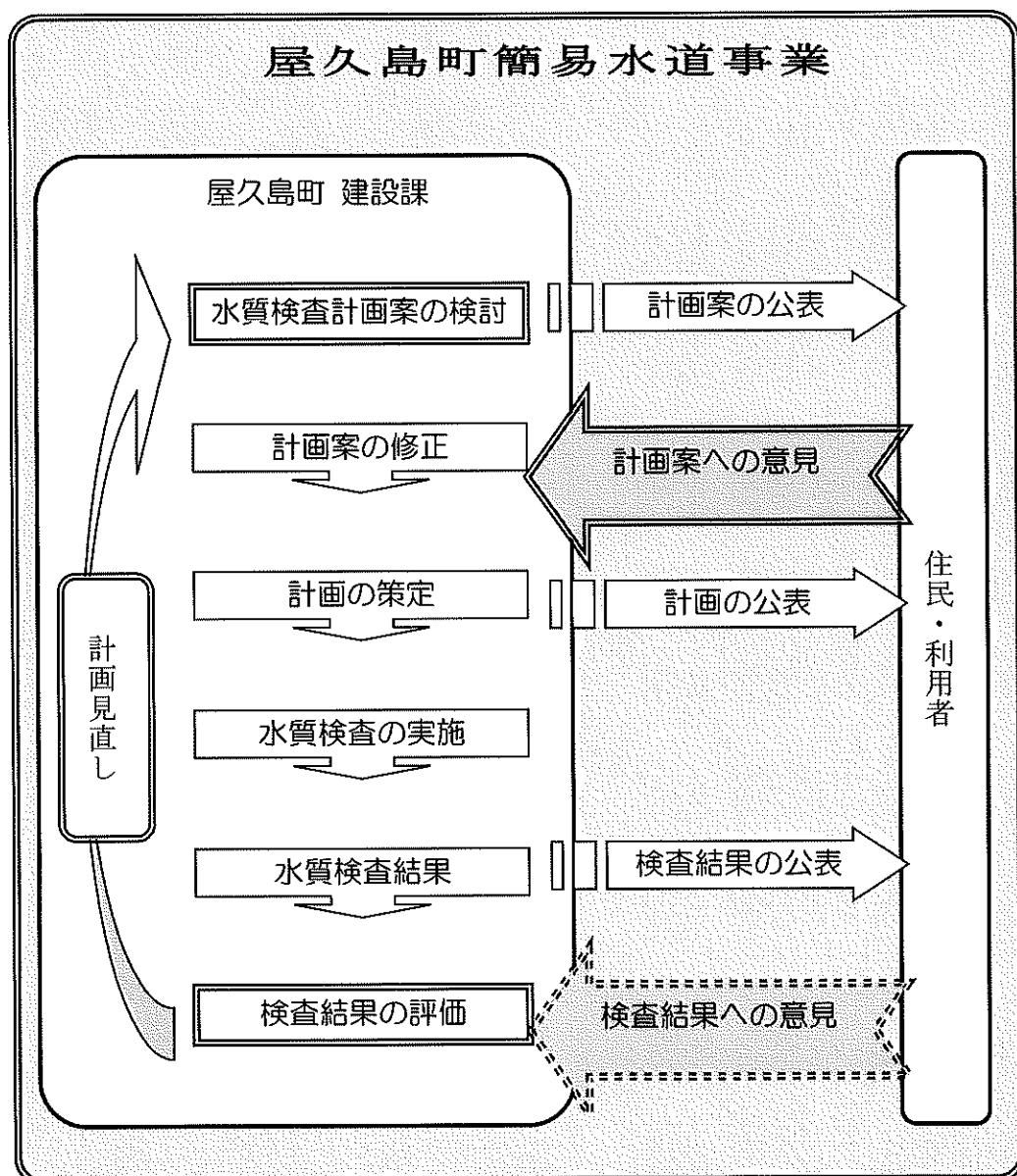
関係者との連携については、下図に示す内容・方法で行います。



1.1. 水質検査計画及び検査結果の公表方法

安全でおいしい水を提供するために、屋久島町では水質検査計画と検査結果を町役場窓口に備えるなどして、住民のみなさまにお知らせいたします。また、これらの事項につきまして、住民のみなさまからご意見を頂くことで、より各地域の水道にあった水質検査計画にすることが出来ると考えています。

次の世代にも「安心で安定な水道」を残していくために、みなさまのご協力をお願い致します。



別表1 水質基準項目と検査頻度及び省略の基準

番号	省令番号	項目	基準値	検査回数	検査回数の減	省略の可否	原水39項目
1	01	一般細菌	100/mL	毎月	省略不可 連続的に計測及び記録している場合 ↓ 検査頻度 1回/3ヶ月	—	●
2	02	大腸菌	検出されないこと			—	●
3	38	塩化物イオン	200mg/L			—	●
4	46	有機物	3mg/L			—	●
5	47	pH	5.8~8.6			—	●
6	48	味	異常でないこと			—	●
7	49	臭気	異常でないこと			—	●
8	50	色度	5度			—	●
9	51	濁度	2度			—	●
10	10	シアノ化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L			—	●
11	21	塩素酸	0.6mg/L	年4回	省略不可	—	—
12	22	クロロ酢酸	0.02mg/L			—	—
13	23	クロロホルム	0.06mg/L			—	—
14	24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L			—	—
15	25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L			—	—
16	27	総トリハロメタン	0.1mg/L			—	—
17	28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L			—	—
18	29	プロモジクロロメタン	0.03mg/L			—	—
19	30	プロモホルム	0.09mg/L			—	—
20	31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L			—	—
21	09	亜硝酸態窒素	0.04mg/L	年4回	水源の水質が大きく変わるものそれが少ない場合 であって、過去3年間の検査結果が全て基準値の20%以下の場合 ↓ 検査頻度 1回/年	「ホウ素」については、原水が海水の場合は省略できない	●
22	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L			—	●
23	13	ホウ素	1.0mg/L			●	●
24	26	臭素酸	0.01mg/L			●	●
25	03	カドミウム	0.003mg/L			●	●
26	04	水銀	0.0005mg/L			●	●
27	05	セレン	0.01mg/L			●	●
28	07	ヒ素	0.01mg/L			●	●
29	12	フッ素	0.8mg/L			●	●
30	36	ナトリウム	200mg/L			●	●
31	37	マンガン	0.05mg/L	年4回	過去の検査結果が基準値の50%を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況から検査する必要がないことが明らかな場合は省略できる	「臭素酸」については、オゾン処理の場合及び次亜塩素酸消毒の場合は省略できない	●
32	39	硬度(Ca, Mg)	300mg/L			●	●
33	40	蒸発残留物	500mg/L			●	●
34	41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L			●	●
35	44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L			●	●
36	45	フェノール類	0.005mg/L			●	●
37	06	鉛	0.01mg/L			●	●
38	08	六価クロム	0.05mg/L			●	●
39	32	亜鉛	1.0mg/L			●	●
40	33	アルミニウム	0.2mg/L			●	●
41	34	鉄	0.3mg/L	月1回	施設の薬品等及び資機材等の使用状況も勘案する 地下水を水源とする場合は、近傍の地下水の状況も勘案する 停滞水を水源とする場合は藻類の発生状況も勘案する	●	●
42	35	銅	1.0mg/L			●	●
43	14	四塩化炭素	0.002mg/L			●	●
44	15	1, 4-ジオキサン	0.05mg/L			●	●
45	16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L			●	●
46	17	ジクロロメタン	0.02mg/L			●	●
47	18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L			●	●
48	19	トリクロロエチレン	0.01mg/L			●	●
49	20	ベンゼン	0.01mg/L			●	●
50	42	ジェオスミン	0.00001mg/L			●	●
51	43	2-メチルイソポルネオール	0.00001mg/L			●	●

別表2 採水地点一覧表

事業名	浄水場名	原水 採水地点	浄水 採水地点
永田地区簡易水道	永田浄水場	永田浄水場内沈殿池	永田区公民館
吉田地区簡易水道	吉田浄水場	吉田水源地	吉田コミュニティセンター
一湊地区簡易水道	一湊浄水場	一湊水源地導水管排泥弁	布引の滝公園
志戸子地区簡易水道	志戸子浄水場	志戸子浄水場内沈殿池	志戸子区公民館
宮之浦地区簡易水道	宮之浦浄水場	宮之浦浄水場内沈殿池	屋久島町宮之浦支所
	深川浄水場	深川浄水場内沈殿池	深川児童館
	楠川浄水場	楠川浄水場内沈殿池	楠川登山道公衆トイレ
	楠川浄水場	楠川浄水場内沈殿池	消防詰所
東部地区簡易水道	小瀬田浄水場	小瀬田第1水源池排水弁	小瀬田区公民館
		小瀬田第2水源（地下水）排泥弁	
		小瀬田第3水源地	
	長峰浄水場	長峰浄水場内沈殿池	屋久島町本所
南部地区簡易水道	永久保浄水場	永久保浄水場内着水漕	永久保区公民館
	松峰浄水場	松峰浄水場内沈殿池	松峰生活館 船行地区墓地
	花揚浄水場	花揚浄水場内沈殿池	個人宅 屋久島町安房支所 春牧地区墓地
	高平浄水場	高平浄水場内沈殿池	高平3入口
	麦生浄水場		麦生ゲートボール場
西部地区簡易水道	湯泊浄水場	湯泊浄水場内沈殿池	消防詰所
	平内浄水場	平内浄水場内沈殿池	消防詰所
	上之牧浄水場	上之牧浄水場内沈殿池	久保田工務店
尾之間地区簡易水道	小島浄水場	小島浄水場内沈殿池	小島地区墓地
	尾之間浄水場	原浄水場内沈殿池	保食神社
原地区簡易水道	原浄水場		個人宅
	新原浄水場	新原浄水場内排水弁	原地区墓地
栗生・中間地区簡易水道	中間浄水場	中間浄水場内沈殿池	ガジュマル公園前
	栗生浄水場	栗生浄水場内沈殿池	消防詰所
口永良部簡易水道	口永良部	口永良部浄水場内沈殿池	屋久島町口永良部出張所
		口永良部浄水場外排泥弁	

平成31年度水質検査計画
永田区公民館

水質検査表

水道施設名

No	項目	平成31年度検査計画												検査基準	検査箇所	検査回数の算不可のため毎月検査(水道法:毎月)	過去の最大値	検査回数(①/②/10/3年間の最大値)	2016.01.01~
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月						
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	2	検査回数の算不可のため毎月検査(水道法:毎月)	-	-
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	細胞活性度	-	-	検出されない検査回数の算不可のため毎月検査(水道法:1回/3年)	-	-
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.003	0.0006	0.0003	0.0003	0.0005	0.0005
4	水銀及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.0005	0.00010	0.00005	0.00005	0.00005	0.00005
5	セレン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001
6	銅及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001
7	ヒ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	0.005	0.005	0.005	0.005
8	六価クロム化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.04	0.008	0.004	0.004	0.004	0.004
9	亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	-	0.001	未満 検査回数を減らすことができるない項目のため1年に1回以上の検査(水道法:4回/1年)	-	-
10	シアノ化物イオン及び珪化アンモニウム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10	2.0	1.0	0.2	0.2	0.2
11	硝酸態窒素及び重辟酸態窒素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.8	0.16	0.08	0.08	0.08	0.08
12	フッ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.002	0.004	0.002	0.002	0.002	0.002
14	四塩化炭素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.010	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005
15	ジオキサン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.04	0.008	0.004	0.004	0.004	0.004
16	ジ-1,2-ジオキサン及びジメチルジ-1,2-ジオキサン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	0.004	0.002	0.002	0.002	0.002
17	ジクロロエーテン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001
18	テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001
19	トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001
20	ベンゼン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.6	-	-	0.001未満 検査回数を減らすことができるない項目のため1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	-	-
21	塩素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	-	-	0.002未満 検査回数を減らすことができるない項目のため1年に1回以上の検査(水道法:4回/1年)	-	-
22	クロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.06	-	-	0.003未満 検査回数を減らすことができるない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	-	-
23	クロロホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	-	-	0.003未満 検査回数を減らすことができるない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	-	-
24	ジクロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.1	-	-	0.005未満 検査回数を減らすことができるない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	-	-
25	ジプロクロロエキシン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	-	-	0.001未満 検査回数を減らすことができるない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	-	-
26	臭素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.1	-	-	0.001未満 検査回数を減らすことができるない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	-	-
27	純トリハロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	-	-	0.003未満 検査回数を減らすことができるない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	-	-
28	トリクロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	-	-	0.005未満 検査回数を減らすことができるない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	-	-
29	プロモジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.09	-	-	0.001未満 検査回数を減らすことができるない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	-	-
30	プロモホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.08	-	-	0.003未満 検査回数を減らすことができるない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	-	-
31	ホルムアルデヒド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.20	0.10	0.01未満 検査回数を減らすことができるない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	-	-
32	亜鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	0.04	0.02	0.006	0.006	0.006
33	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.3	0.06	0.03	0.03	0.03	0.03
34	銻及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.20	0.10	0.02	0.02	0.02
35	銅及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	40.0	20.0	6.8	6.8	6.8
36	ナトリウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	0.005	0.001未満 検査回数の算不可のため毎月検査(水道法:1回/3年)	-	-
37	マンガン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	9.6 検査回数の算不可のため毎月検査(水道法:毎月)	-	-
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.005	0.010	0.005	0.005未満 水道管内に変化なく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていたために1回以上の検査(水道法:1回/3年)	-	-
39	アルミニウム、マグネシウム等(硬度)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.8 検査回数の算不可のため毎月検査(水道法:毎月)	-	-
40	蒸発試験物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	-	-	7.1 検査回数の算不可のため毎月検査(水道法:毎月)	-	-
41	塩イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	0.04	0.02	0.02未満 検査回数の算不可のため毎月検査(水道法:毎月)	-	-
42	ジエアスミン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.0001	0.00002	0.00001	0.00001未満 検査回数の算不可のため毎月検査(水道法:毎月)	-	-
43	2-メチルインボルネオール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	0.004	0.002	0.002未満 検査回数の算不可のため毎月検査(水道法:毎月)	-	-
44	非イオノル類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.005	0.010	0.005	0.005未満 水道管内に変化なく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていたために1回以上の検査(水道法:1回/3年)	-	-
45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.8 検査回数の算不可のため毎月検査(水道法:毎月)	-	-
46	PH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	-	-	7.1 検査回数の算不可のため毎月検査(水道法:毎月)	-	-
47	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常がないこと	-	-	異常なし 検査回数の算不可のため毎月検査(水道法:毎月)	-	-
48	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常がないこと	-	-	1.1 検査回数の算不可のため毎月検査(水道法:毎月)	-	-
49	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.2未満 検査回数の算不可のため毎月検査(水道法:毎月)	-	-
50	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満 検査回数の算不可のため毎月検査(水道法:毎月)	-	-
51	項目数	9	23	11	11	51	11	9	23	9	9	23	9	3	3	3	3	3	3

(注) 各検査項目の単位は、「[No. 1 /ml]」、「[No. 3~No. 46 [mg/L] 」、「[No. 50~No. 51 [度] 」、「[No. 2 及び No. 47~No. 49 [単位なし] 」

水質換算表

平成31年度水質検査計画

水質検査表

平成31年度水質検査計画
布引の森公園

No	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基準値	限度基準	2016/01/01～	理由	
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	4. 検査回数の漏不可のため毎月検査(水道法・毎月)		
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	検出されない検査回数の漏不可のため毎月検査(水道法・毎月)		
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.003	0.0006	0.0005	過去の最大値が頻度基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法・1回／3年)	
4	水銀及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.0005	0.00010	0.00005	0.00003未満	0.00003未満
5	セレン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	過去の最大値が頻度基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法・1回／3年)	
6	銅及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	過去の最大値が頻度基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法・1回／3年)	
7	上素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	0.005	過去の最大値が頻度基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法・1回／3年)	
8	六価クロム化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法・1回／3年)
9	亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10	2.0	1.0	0.001未満	検査回数を減らすことができるため毎月検査(水道法・4回／1年)
10	アンモニアイオン及び亜化シアン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	検査回数を減らすことができるため毎月検査(水道法・4回／1年)	
11	硝酸態窒素及び硝酸態窒素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.8	0.16	0.08	0.001未満	過去の最大値が頻度基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法・1回／3年)
12	フッ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法・1回／3年)
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.002	0.004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法・1回／3年)
14	四塩化炭素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	0.004	0.0004未満	過去の最大値が頻度基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法・1回／3年)
15	1,4-ジオキサン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法・1回／3年)
16	1-(2-ブロモエチル)ビリジン-1,2-ジカルボン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法・1回／3年)
17	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法・1回／3年)
18	テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法・1回／3年)
19	トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法・1回／3年)
20	ベンゼン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法・1回／3年)
21	塩素酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.6	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができるため毎月検査(水道法・4回／1年)
22	クロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	-	-	0.007未満	検査回数を減らすことができるため毎月検査(水道法・4回／1年)
23	クロロホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.06	-	-	0.005未満	検査回数を減らすことができるため毎月検査(水道法・4回／1年)
24	ジクロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	-	-	0.004未満	検査回数を減らすことができるため毎月検査(水道法・4回／1年)
25	ジブロモクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.1	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができるため毎月検査(水道法・4回／1年)
26	異性酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができるため毎月検査(水道法・4回／1年)
27	純トリハロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.1	-	-	0.014未満	過去の最大値が頻度基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法・1回／1年)
28	トリクロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	-	-	0.004未満	過去の最大値が頻度基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法・4回／1年)
29	プロモジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	-	-	0.005未満	過去の最大値が頻度基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法・4回／1年)
30	プロモホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.09	-	-	0.001未満	過去の最大値が頻度基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法・4回／1年)
31	ホルムアリド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.08	-	-	0.008未満	過去の最大値が頻度基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法・1回／3年)
32	亜鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法・1回／3年)
33	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法・1回／3年)
34	銻及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法・1回／3年)
35	銻及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法・1回／3年)
36	ナトリウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	40.0	20.0	6.4	過去の最大値が頻度基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法・1回／3年)
37	マンガン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法・1回／3年)
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	8.8	検査回数の漏不可のため毎月検査(水道法・無月)
39	アルカリシーム、マグネシウム等(硬度)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	300	60	30	5	過去の最大値が頻度基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法・1回／3年)
40	無機懸留物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	500	100	50	35	過去の最大値が頻度基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法・1回／3年)
41	陰イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法・1回／3年)
42	ジエオスミン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の漏不可のため毎月検査(水道法・無月)
43	2-メチルイソブロモオール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の漏不可のため毎月検査(水道法・無月)
44	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	0.004	0.002	0.005未満	0.005未満
45	フェノール類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.005	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法・1回／3年)
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.7	過去の最大値が頻度基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法・無月)
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.02	0.01	0.01未満	過去の最大値が頻度基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法・無月)
48	塩素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	異常なし	検査回数の漏不可のため毎月検査(水道法・無月)
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	-	過去の最大値が頻度基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法・無月)
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	-	0.2未満
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9	22	11	11	「No. 1 [/mL]」、「No. 3～No. 46 [mg/L]」、「No. 50～No. 51 [度]」、「No. 2及びNo. 47～No. 49 [単位なし]」

(注) 各検査項目の単位は、「No. 1 [/mL]」、「No. 3～No. 46 [mg/L]」、「No. 50～No. 51 [度]」、「No. 2及びNo. 47～No. 49 [単位なし]」

平成31年度水質検査計画

水质调查表

平成31年度水質検査計画

No	項目	平成31年度予算額												2016/07/01~直			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基準価	(1) / (2)	3年間の最大直	
1	一般細胞	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	10 検査回数の検査不可のため毎月検査 水道法、毎月	
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	検出されない場合が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法、1回／3年)	
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満 湿去の最大直が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法、1回／3年)
4	水銀及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満 湿去の最大直が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法、1回／3年)
5	セレン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.0001未満 湿去の最大直が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法、1回／3年)
6	鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.0001未満 湿去の最大直が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法、1回／3年)
7	ヒ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.0001未満 湿去の最大直が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法、1回／3年)
8	六価クロム化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	0.005	0.005未満 湿去の最大直が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法、1回／3年)
9	亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.04	0.008	0.004	0.004未満 湿去の最大直が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法、1回／3年)
10	ジブチルオクタン及びヒドロシアン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	-	-	検査回数を減らすことができるない項目のため1年に4回以上の検査(水道法、4回／1年)
11	硝酸態窒素及び亞硝酸態窒素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10	2.0	1.0	1.0未満 検査回数を減らすことができるない項目のため1年に4回以上の検査(水道法、4回／1年)
12	フッ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.8	0.16	0.08	0.08未満 湿去の最大直が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法、1回／3年)
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.2	0.1	0.1未満 湿去の最大直が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法、1回／3年)
14	四塩化炭素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満 湿去の最大直が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法、1回／3年)
15	1,4-ジオキサン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	0.005	0.005未満 湿去の最大直が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法、1回／3年)
16	ジ-1,3-ジクロロブチル及びジ-1,2-ジクロロブチル	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.04	0.008	0.004	0.004未満 湿去の最大直が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法、1回／3年)
17	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	0.004	0.002	0.002未満 湿去の最大直が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法、1回／3年)
18	テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.001未満 湿去の最大直が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法、1回／3年)
19	トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.001未満 湿去の最大直が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法、1回／3年)
20	ベンゼン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.001未満 湿去の最大直が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法、1回／3年)
21	塩素酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.5	-	-	検査回数を減らすことができるない項目のため1年に4回以上の検査(水道法、4回／1年)
22	クロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	-	-	0.0002未満 湿去の最大直が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法、1回／3年)
23	クロロホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	-	-	0.0002未満 湿去の最大直が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法、1回／3年)
24	ジクロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	-	-	0.003未満 湿去の最大直が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査(水道法、4回／1年)
25	ジ-1,3-ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.1	-	-	0.004未満 湿去の最大直が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査(水道法、4回／1年)
26	臭素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	-	-	0.001未満 湿去の最大直が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査(水道法、4回／1年)
27	絶対リバロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.1	-	-	0.004未満 湿去の最大直が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査(水道法、4回／1年)
28	トリクロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	-	-	0.003未満 湿去の最大直が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査(水道法、4回／1年)
29	プロモジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.001未満 湿去の最大直が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査(水道法、4回／1年)
30	プロモホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.09	-	-	0.002未満 湿去の最大直が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査(水道法、4回／1年)
31	トルムアリド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.08	-	-	0.008未満 湿去の最大直が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査(水道法、4回／1年)
32	垂鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.20	0.10	0.01未満 湿去の最大直が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法、1回／3年)
33	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	0.04	0.02	0.02未満 湿去の最大直が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法、1回／3年)
34	錫及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.3	0.06	0.03	0.03未満 湿去の最大直が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法、1回／3年)
35	銅及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.20	0.10	0.01未満 湿去の最大直が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法、1回／3年)
36	ナトリウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	40.0	20.0	9.未満 湿去の最大直が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法、1回／3年)
37	マンガン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	0.005	0.001未満 湿去の最大直が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法、1回／3年)
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	10.9 検査回数の検査不可のため毎月検査(水道法、毎月)
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	300	60	30	8.未満 湿去の最大直が頻度測定の①以下ですが安全を考慮し1年に1回の検査(水道法、1回／1年)
40	硫酸鈉留物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	500	100	50	54.未満 湿去の最大直が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回の検査(水道法、1回／1年)
41	陰イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	0.04	0.02	0.02未満 湿去の最大直が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回の検査(水道法、1回／1年)
42	ジエオスマシン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00001	0.00002	0.00001	0.00000未満 湿去の最大直が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回の検査(水道法、1回／1年)
43	2-メチルイソブチルオキソール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00001	0.00002	0.00001	0.00000未満 湿去の最大直が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回の検査(水道法、1回／1年)
44	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	0.005	0.005未満 湿去の最大直が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回の検査(水道法、1回／1年)
45	フェノーネル類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	1.3 検査回数の検査不可のため毎月検査(水道法、毎月)
46	有機酸系(10C)の量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	-	-	7.未満 検査回数の検査不可のため毎月検査(水道法、毎月)
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.7 検査回数の検査不可のため毎月検査(水道法、毎月)
48	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満 検査回数の検査不可のため毎月検査(水道法、毎月)
49	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9	22	11	5.未満 検査回数の検査不可のため毎月検査(水道法、毎月)
50	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	注) 各検査項目の単位は、「No.1~No.11」、「No.3~No.46〔mg/L〕」、「No.5~No.51〔度〕」、「No.22~No.47~No.49〔単位なし〕」
51	漏電	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9	22	11	5.未満 検査回数の検査不可のため毎月検査(水道法、毎月)

水質檢查

平成31年度水质検査計画

No	項目	1月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基準年	接戻済基準	①/15	②/17/10	3年間の最大四回数	2016/01/01~		
1	一粒細胞	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	1回以上の検査(水道法:毎月)	検査回数の検不可のため毎月検査(水道法:毎月)			
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	検出されない検査回数の検不可のため毎月検査(水道法:毎月)	過去の最大大腸菌が頻度測定の②以下で下すが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)			
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.0003	0.0006	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	
4	水銀及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.0005	0.00010	0.00005	0.00005	0.00005	0.00005	
5	セレン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	
6	鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	
7	ヒ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	0.005	0.005	0.005	0.005	
8	六価クロム化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.04	0.008	0.004	0.004	0.004	0.004	
9	至癌性要素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	-	0.001未満	接戻済回数を考慮したことができない項目のため毎月検査(水道法:毎月)	過去の最大大腸が頻度測定の②以下で下すが安全を考慮したため毎月検査(水道法:毎月)		
10	シンシア物質 ^{オクチル化シアン}	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10	2.0	1.0	-	1回以上の検査(水道法:1回／1年)	過去の最大大腸が頻度測定の②以下で下すが安全を考慮したため毎月検査(水道法:毎月)	
11	消臭系及び無毒殺虫剤系	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.8	0.16	0.08	0.08	0.08	0.08	
12	フワキ及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.002	0.0004	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	
14	四塩化炭素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	0.005	0.005	0.005	0.005	
15	1,4-ジオキサン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.04	0.008	0.004	0.004	0.004	0.004	
16	1,2-ビンジオール及びジメチルカーボン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	0.004	0.002	0.002	0.002	0.002	
17	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	
18	テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	
19	トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	
20	ベンゼン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	
21	塗装漆	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.8	-	0.02	-	0.02	0.02	
22	クロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	
23	クロロホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	-	0.002	-	0.002	0.002	
24	ジクロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	
25	シブロモクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	-	0.004	-	0.005	0.005	
26	純苯	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	-	0.001	-	0.001	0.001	
27	純トリハロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	-	0.003	-	0.003	0.003	
28	トリクロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	-	0.003	-	0.003	0.003	
29	プロモジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	-	0.003	-	0.003	0.003	
30	プロモルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	-	0.003	-	0.003	0.003	
31	ホルムアルデヒド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大大腸が頻度測定の②以下で下すが安全を考慮したため毎月検査(水道法:毎月)	過去の最大大腸が頻度測定の②以下で下すが安全を考慮したため毎月検査(水道法:毎月)	
32	亜硝酸及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	0.04	0.02	0.01未満	過去の最大大腸が頻度測定の②以下で下すが安全を考慮したため毎月検査(水道法:毎月)	過去の最大大腸が頻度測定の②以下で下すが安全を考慮したため毎月検査(水道法:毎月)	
33	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大大腸が頻度測定の②以下で下すが安全を考慮したため毎月検査(水道法:毎月)	過去の最大大腸が頻度測定の②以下で下すが安全を考慮したため毎月検査(水道法:毎月)	
34	鉄及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.20	0.10	0.10未満	過去の最大大腸が頻度測定の②以下で下すが安全を考慮したため毎月検査(水道法:毎月)	過去の最大大腸が頻度測定の②以下で下すが安全を考慮したため毎月検査(水道法:毎月)	
35	鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	40.0	20.0	6.0	6.0未満	過去の最大大腸が頻度測定の②以下で下すが安全を考慮したため毎月検査(水道法:毎月)	過去の最大大腸が頻度測定の②以下で下すが安全を考慮したため毎月検査(水道法:毎月)
36	ナトリウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大大腸が頻度測定の②以下で下すが安全を考慮したため毎月検査(水道法:毎月)	過去の最大大腸が頻度測定の②以下で下すが安全を考慮したため毎月検査(水道法:毎月)	
37	マンガン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	-	10.9未満	過去の最大大腸が頻度測定の②以下で下すが安全を考慮したため毎月検査(水道法:毎月)	過去の最大大腸が頻度測定の②以下で下すが安全を考慮したため毎月検査(水道法:毎月)
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	300	60	30	4.0未満	過去の最大大腸が頻度測定の②以下で下すが安全を考慮したため毎月検査(水道法:毎月)	過去の最大大腸が頻度測定の②以下で下すが安全を考慮したため毎月検査(水道法:毎月)	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	500	100	50	5.0未満	過去の最大大腸が頻度測定の②以下で下すが安全を考慮したため毎月検査(水道法:毎月)	過去の最大大腸が頻度測定の②以下で下すが安全を考慮したため毎月検査(水道法:毎月)	
40	蒸気緩衝物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大大腸が頻度測定の②以下で下すが安全を考慮したため毎月検査(水道法:毎月)	過去の最大大腸が頻度測定の②以下で下すが安全を考慮したため毎月検査(水道法:毎月)	
41	エイオノ界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00001	0.00001	0.000005	0.000005未満	過去の最大大腸が頻度測定の②以下で下すが安全を考慮したため毎月検査(水道法:毎月)	過去の最大大腸が頻度測定の②以下で下すが安全を考慮したため毎月検査(水道法:毎月)	
42	ジエオスミン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	-	6.9未満	過去の最大大腸が頻度測定の②以下で下すが安全を考慮したため毎月検査(水道法:毎月)	過去の最大大腸が頻度測定の②以下で下すが安全を考慮したため毎月検査(水道法:毎月)
43	2-メチルソルボネオール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	過去の最大大腸が頻度測定の②以下で下すが安全を考慮したため毎月検査(水道法:毎月)	過去の最大大腸が頻度測定の②以下で下すが安全を考慮したため毎月検査(水道法:毎月)	
44	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.005	0.0010	0.0004	0.0002未満	過去の最大大腸が頻度測定の②以下で下すが安全を考慮したため毎月検査(水道法:毎月)	過去の最大大腸が頻度測定の②以下で下すが安全を考慮したため毎月検査(水道法:毎月)	
45	フェノール類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.02	0.01	0.005未満	過去の最大大腸が頻度測定の②以下で下すが安全を考慮したため毎月検査(水道法:毎月)	過去の最大大腸が頻度測定の②以下で下すが安全を考慮したため毎月検査(水道法:毎月)	
46	有機物(全有機燃素10%)の量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	過去の最大大腸が頻度測定の②以下で下すが安全を考慮したため毎月検査(水道法:毎月)	過去の最大大腸が頻度測定の②以下で下すが安全を考慮したため毎月検査(水道法:毎月)	
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	0.004	0.002未満	過去の最大大腸が頻度測定の②以下で下すが安全を考慮したため毎月検査(水道法:毎月)	過去の最大大腸が頻度測定の②以下で下すが安全を考慮したため毎月検査(水道法:毎月)	
48	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	-	1.8未満	過去の最大大腸が頻度測定の②以下で下すが安全を考慮したため毎月検査(水道法:毎月)	過去の最大大腸が頻度測定の②以下で下すが安全を考慮したため毎月検査(水道法:毎月)
49	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	-	0.3未満	過去の最大大腸が頻度測定の②以下で下すが安全を考慮したため毎月検査(水道法:毎月)	過去の最大大腸が頻度測定の②以下で下すが安全を考慮したため毎月検査(水道法:毎月)
50	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9	23	11	5	11	11	
51	漏度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9	23	11	5	11	11	

平成31年度水質検査計画

三明書館

No.	項目	平成31年度検査頻度												検査基準			理由								
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基準値	(①) 1/5	(②) 1/10	3年間の最大値								
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	4回検査回数の達不可のため毎月検査 (水道法:毎月)								
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.003	0.0006	0.0003	接出されない検査回数の達不可のため毎月検査 (水道法:毎月)								
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.0005	0.00010	0.00005	0.0003未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法:1回／3年)								
4	水銀及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.0005未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法:1回／3年)								
5	セレン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.0005未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法:1回／3年)								
6	銅及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.0005未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法:1回／3年)								
7	ヒ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	0.005	0.005未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法:1回／3年)								
8	六価クロム化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.04	0.008	0.004	0.004未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法:1回／3年)								
9	亜硝酸塩系	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10	-	-	0.001未満検査回数を減らすことができる項目のため毎月検査(4回／1年)								
10	シアノ化物イオン及び塩化シアン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	1.0	0.3	0.001未満検査回数を減らすことができる項目のため毎月検査(4回／1年)								
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.8	0.16	0.08	0.08未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法:1回／3年)								
12	フッ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.2	0.1	0.1未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法:1回／3年)								
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.002	0.004	0.0002未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法:1回／3年)									
14	四塩化炭素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	0.005	0.005未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法:1回／3年)								
15	1,4-ジオキサン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.04	0.008	0.004	0.004未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法:1回／3年)								
16	メタ-1,2-ブチルアルコール及びジメタ-1,2-ブチルエチル	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	0.004	0.002	0.002未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法:1回／3年)								
17	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.001未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法:1回／3年)								
18	トラクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.001未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法:1回／3年)								
19	トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.001未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法:1回／3年)								
20	ベンゼン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.6	-	-	0.012未満検査回数を減らすことができる項目のため毎月検査(4回／1年)								
21	臭素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	-	-	0.002未満検査回数を減らすことができる項目のため毎月検査(4回／1年)								
22	クロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	-	-	0.003未満検査回数を減らすことができる項目のため毎月検査(4回／1年)								
23	クロロホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	-	-	0.003未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査 (水道法:1回／1年)								
24	ジクロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.1	-	-	0.001未満検査回数を減らすことができる項目のため毎月検査(4回／1年)								
25	ジブロモクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	-	-	0.001未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査 (水道法:1回／1年)								
26	臭素酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.1	-	-	0.003未満検査回数を減らすことができる項目のため毎月検査(4回／1年)								
27	純トリハロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	-	-	0.003未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査 (水道法:1回／1年)								
28	トリクロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	-	-	0.003未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査 (水道法:1回／1年)								
29	プロモジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	-	-	0.001未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査 (水道法:1回／1年)								
30	プロモホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.09	-	-	0.008未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査 (水道法:1回／1年)								
31	ホルムアリド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.08	-	-	0.008未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査 (水道法:1回／1年)								
32	垂鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.20	0.10	0.01未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法:1回／3年)								
33	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	0.04	0.02	0.02未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法:1回／3年)								
34	銅及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.3	0.06	0.03	0.03未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法:1回／3年)								
35	銻及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.20	0.10	0.01未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法:1回／3年)								
36	ナトリウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	40.0	20.0	6.0未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法:1回／3年)								
37	マンガン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	0.005	0.001未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法:1回／3年)								
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	9.1未満検査回数の達不可のため毎月検査 (水道法:毎月)								
39	アルカリシーム、マグネシウム等(硬水)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	300	60	30	5過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法:1回／3年)								
40	蒸発漏失留物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	500	100	50	40未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法:毎月)								
41	陰イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	0.04	0.02	6.9未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法:毎月)								
42	ジエオスミン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00001	0.00002	0.000001	0.000001未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法:毎月)								
43	2-メチルイソボルネオール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	0.004	0.002	0.005未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法:毎月)								
44	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.005	0.010	0.005	0.005未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法:毎月)								
45	フェノール類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	6.9未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法:毎月)								
46	有機物全有毒性(TOC)の量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	-	-	異常な検査回数の達不可のため毎月検査 (水道法:毎月)								
47	油質	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常な検査回数の達不可のため毎月検査 (水道法:毎月)	-	-	異常な検査回数の達不可のため毎月検査 (水道法:毎月)								
48	塩素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	異常な検査回数の達不可のため毎月検査 (水道法:毎月)								
49	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法:毎月)								
50	温度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9	22	11	11	11	11	9	22	9	22	9	項目数

注) 各検査項目の単位は、「No. 1 [/ml]」と、「No. 3~No. 46 [mg/l]」と、「No. 50~No. 51 [度]」と、「No. 2及びNo. 47~No. 49 [単位なし]」と

水質検査表

平成31年度水質検査計画

消防施設(第III)

No.	項目	平成31年度検査頻度												2016.01.01~ 毎月検査基準		理由	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基準値	(①) 1/5	(②) 1/10	
1	一般無機	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	3回検査回数の算不可のため毎月検査(水道法:毎月)
12	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	検出されない検査回数の算不可のため毎月検査(水道法:毎月)
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
4	水銀及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
5	セレン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.000未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
6	鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.000未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
7	ヒ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.000未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
8	六価クロム化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	0.005	0.005未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
9	亜鉛無機塗料	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.04	0.008	0.004	0.004未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
10	シスチン化物イオン及びビタミンC	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	-	-	0.00未満過去の検査回数を減らすことができるない項目ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
11	硫酸型塗料及び重碳酸塗料	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10	2.0	1.0	0.5未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
12	フッ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.8	0.16	0.08	0.08未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.2	0.1	0.1未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
14	四塩化炭素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
15	1,4-ジオキサン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	0.005	0.005未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
16	1,2-ジオキサン及びジメチル-1,2-ブリコネート	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.04	0.008	0.004	0.004未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
17	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	0.004	0.002	0.002未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
18	テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.001未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
19	トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.001未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
20	ベンゼン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.6	-	-	0.02未満過去の検査回数を減らすことができるない項目のため
21	エチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	-	-	0.02未満過去の検査回数を減らすことができるない項目のため
22	クロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.06	-	-	0.013未満過去の検査回数を減らすことができるない項目のため
23	クロロカルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	-	-	0.009未満過去の検査回数を減らすことができるない項目のため
24	ジクロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.1	-	-	0.004未満過去の検査回数を減らすことができるない項目のため
25	三氯化鉄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	-	-	0.001未満過去の検査回数を減らすことができるない項目のため
26	東洋酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.1	-	-	0.01未満過去の検査回数を減らすことができるない項目のため
27	純トリハロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	-	-	0.006未満過去の検査回数を減らすことができるない項目のため
28	トリクロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	-	-	0.005未満過去の検査回数を減らすことができるない項目のため
29	プロモジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	-	-	0.001未満過去の検査回数を減らすことができるない項目のため
30	プロモトリクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.09	-	-	0.001未満過去の検査回数を減らすことができるない項目のため
31	ホルムアルデヒド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.08	-	-	0.008未満過去の検査回数を減らすことができるない項目のため
32	亜鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.20	0.10	0.01未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
33	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	0.06	0.03	0.03未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
34	苔及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.3	0.20	0.10	0.01未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
35	銅及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	0.04	0.02	0.02未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
36	ナトリウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	40.0	20.0	5.7未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
37	マンガン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	0.005	0.00001未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
38	鉛化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	9.8未満過去の算不可のため毎月検査(水道法:毎月)
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	300	60	30	6未満過去の水溶性高濃度が差異測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
40	高効力漂白剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	500	50	-	0.8未満過去の算不可のため毎月検査(水道法:毎月)
41	陰イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	0.04	0.02	0.02未満過去の算不可のため毎月検査(水道法:毎月)
42	ジエオズミン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00001	0.00002	0.00001	0.000001未満過去の算不可のため毎月検査(水道法:毎月)
43	2-メチルイソボルネオール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00001	0.00002	0.00001	0.000001未満過去の算不可のため毎月検査(水道法:毎月)
44	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満過去の算不可のため毎月検査(水道法:毎月)
45	フェノール類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.8未満過去の算不可のため毎月検査(水道法:毎月)
46	有機溶剤留物(TOCの量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	-	-	6.8未満過去の算不可のため毎月検査(水道法:毎月)
47	油類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.0001	0.0001	0.00001	0.000001未満過去の算不可のため毎月検査(水道法:毎月)
48	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	2.2未満過去の算不可のため毎月検査(水道法:毎月)
49	漏度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.9未満過去の算不可のため毎月検査(水道法:毎月)

注) 各検査項目の単位は、「No. 1 [/ml]」、「No. 3-No. 46 [℮/L]」、「No. 50~No. 51 [基]」、「No. 2及びNo. 47~No. 49 [単位なし]」。

水質検査表

平成31年度水質検査計画

小瀬田区公民館

No.	項目	平成31年度水質検査実績												基準値	測定基準	2016.01/01～ 3年間の最大値	理由					
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月									
1	一般油膏	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	検査回数の算不可のため毎月検査（水道法：毎月）					
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	検出されない場合の検不可のため毎月検査（水道法：毎月）					
3	カドミウム及びその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）					
4	水銀及びその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0005	0.00010	0.0005	0.0005未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）					
5	セレン及びその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.01	0.002	0.001	0.002未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）					
6	銅及びその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.01	0.002	0.001	0.002未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）					
7	ヒ素及びその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.05	0.010	0.005	0.005未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）					
8	六価クロム化合物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.04	0.008	0.004	0.004未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）					
9	亜鉛酸性窒素	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.16	0.08	0.05	0.05未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）					
10	シアノ化物イオン及び強化アン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10	2.0	1.0	0.5未満過去の最大値が頻度測定の①以下でそのため毎月検査（水道法：1回／1年）					
11	硝酸態窒素及び重辟酸態窒素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.8	0.16	0.08	0.11未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回の検査（水道法：1回／1年）					
12	フッ素及びその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.0	0.2	0.1	0.1未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）					
13	ホウ素及びその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）					
14	四塩化炭素	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.05	0.010	0.005	0.005未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）					
15	1,4-ジオキサン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.04	0.008	0.004	0.004未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）					
16	3-ブロモ-1,2-ジフルオロ-1,2-ブチカルボン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.02	0.004	0.002	0.002未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）					
17	ジクロロメタン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.01	0.002	0.001	0.001未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）					
18	トライクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.01	0.002	0.001	0.001未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）					
19	トリクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.01	0.002	0.001	0.001未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）					
20	ベンゼン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.06	-	-	0.009未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）					
21	塩素	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.06	-	-	0.009未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）					
22	クロロ酢酸	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.02	-	-	0.026未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）					
23	クロロカルム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.03	-	-	0.005未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）					
24	ジクロロ酢酸	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.01	-	-	0.005未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）					
25	ジブロモクロロメタン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.01	-	-	0.005未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）					
26	臭素酸	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.03	-	-	0.016未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）					
27	純アセタニ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.03	-	-	0.003未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）					
28	トリクロロ酢酸	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.03	-	-	0.005未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）					
29	トリクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.03	-	-	0.016未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）					
30	プロモジクロロメタン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.03	-	-	0.016未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）					
31	ホルムアルデヒド	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.03	-	-	0.008未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）					
32	塗装及びその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.08	-	-	0.008未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）					
33	アルミニウム及びその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.2	-	-	0.04未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）					
34	鉛及びその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.3	-	-	0.03未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）					
35	銅及びその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.0	0.20	0.10	0.01未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）					
36	ナトリウム及びその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	200	40.0	20.0	7.9未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）					
37	マンガン及びその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.05	0.010	0.005	0.001未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）					
38	塗化物イオン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.02	-	-	9.9未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）					
39	リルシウム、マグネシウム等(硬度)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	300	80	30	12未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）					
40	洗剤類留物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	500	100	50	40未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）					
41	陰イオン界面活性剤	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.2	0.04	0.02	0.02未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）					
42	ジエオスマシン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.00001	0.000001	0.000001	0.000001未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）					
43	2-メチルイソボルキオール	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0001	0.00012	0.00012	0.00012未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）					
44	非イオン界面活性剤	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）					
45	フェノール類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	0.4未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）					
46	有機物(全形換算率(TOC)の量)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5.8～8.6	-	-	7.5未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）					
47	pH值	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0001	0.0001	0.0001	0.0001未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）					
48	味	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	異常なし					
49	氯気	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	2.8未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）					
50	色度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	0.9未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）					
51	濁度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	22	11	51	11	9	22	9	項目数

注 各検査項目の単位は、「No. 1 [/ml]」、「No. 3-No. 46 [mg/L]」、「No. 50-No. 51 [度]」、「No. 2及びNo. 47~No. 49 [倍位なし]」」

水質検査表
水道施設名平成31年度水質検査計画
屋久島町本所

No	項目	平成31年度検査履歴												基準年	(1) 1/5 (2) 1/10	検査頻度基準	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	水銀及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	セレン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	銻及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	ヒ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	六価クロム化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	亜鉛酸性塩素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10	ジアンモニアオルガノミド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11	硫酸鈷(II)及び重碳酸鈷(II)塩	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12	ツン素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14	四塩化炭素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
15	1,4-ジオキサン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
16	メタ-1,2-ジ(メチルアリル)ベンゼン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
17	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
18	テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
19	トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
20	ベンゼン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
21	塩酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
22	クロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
23	クロロホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
24	ジクロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
25	ジクロロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
26	臭素酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
27	純トリハロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
28	トリクロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
29	プロモジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
30	プロモホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
31	ホルムアルデヒド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
32	亜鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
33	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
34	鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
35	銻及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
36	ナトリウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
37	マンガン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
38	鉱物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
40	高純度留出水	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
41	陰イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
42	ジエオスマシン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
43	2-チルイソボルネオール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
44	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
45	フェノール類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
46	有機物全量測定(100の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	外植	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

注 各検査項目の単位は、「No.1 [/ml]」、「No.3-No.46 [mg/L]」、「No.50-No.51 [度]」、「No.2及No.47~No.49 [単位なし]」

水質検査要

平成31年度水質検査計画
鹿久島町口永良部出張所

No	項目	平成31年度検査履歴												検査実施基準	2016.01.01~ 2016.12.31の最大限	理由	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	4回以上の検査の漏不可のため毎月検査(水道法:毎月)	
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	検出されない場合の漏不可のため毎月検査(水道法:毎月)	
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.003	0.0006	0.0003	0.0005未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
4	水銀及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
5	セレン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.000未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
6	銅及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.001未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
7	ヒ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.001未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
8	六価クロム化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	0.005	0.005未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
9	亜硝酸塩	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.04	0.008	0.004	0.004未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:4回／1年)
10	シアノ化物イオン及び塩化アンモニウム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10	2.0	1.0	0.1未満過去の最大値が頻度測定の①以下のために1回の検査(水道法:1回／1年)
11	硝酸態窒素及び亞硝酸態窒素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.8	0.16	0.08	0.09未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／1年)
12	フッ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.2	0.1	0.1未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.002	0.004	0.0002	0.0002未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
14	四塩化炭素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	0.005	0.005未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
15	ジオキサン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.04	0.008	0.004	0.004未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
16	ジメチルジメタノン及びジメタノール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	0.004	0.002	0.002未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
17	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.001未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
18	テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.001未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
19	トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.001未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／1年)
20	ベンゼン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.6	-	-	0.02未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
21	酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	-	-	0.02未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
22	クロロ新酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.001未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／1年)
23	クロロカルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.06	-	-	0.02未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
24	ジクロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	-	-	0.03未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
25	ジプロモクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.1	-	-	0.01未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
26	異葉酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	-	-	0.01未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
27	純トリハロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.1	-	-	0.03未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
28	トリクロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	-	-	0.03未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
29	プロモジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	-	-	0.03未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
30	プロモカルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.09	-	-	0.01未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
31	ホルムアルデヒド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.08	-	-	0.08未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
32	亜硫酸及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.20	0.10	0.01未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
33	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	0.04	0.02	0.02未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
34	鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.3	0.06	0.03	0.03未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
35	鈷及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.20	0.10	0.01未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
36	ナトリウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	40.0	20.0	16.2未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
37	マンガン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	0.005	0.001未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
38	塗化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	26.0未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／1年)
39	カルシウム、マグネシウム(硬水)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	300	60	30	33未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回の検査(水道法:4回／1年)
40	無機塩留物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	500	100	50	142未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回の検査(水道法:1回／3年)
41	陰イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	0.04	0.02	0.02未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回の検査(水道法:1回／3年)
42	ジエオスマシン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00001	0.00002	0.000001	0.000001未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回の検査(水道法:1回／3年)
43	2-メチルソルベキオール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00001	0.00002	0.000001	0.000001未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回の検査(水道法:1回／3年)
44	エノール類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回の検査(水道法:1回／3年)
45	有機物(全形態)の量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.4未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回の検査(水道法:1回／3年)
46	内燃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8～8.6	-	-	異常なないこと
47	味気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	異常なないこと
48	臭氣	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	異常なこと
49	濃度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.8未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回の検査(水道法:1回／3年)
50	深度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9	23	9	項目表

注 各検査項目の単位は、「No. 1 [/ml]」、「No. 3-No. 46 [mg/L]」、「No. 50-No. 51 [度]」、「No. 2 及び No. 47~No. 49 [単位なし]」】

水質検査表

平成31年度水質検査計画
永久保区公民館

No	項目	平成31年度受検頻度												2016.01/01～ 3年間の最大値		理由	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基準値	① 1/5	② 1/10	
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	検査回数の算不可のため毎月検査(水道法:毎月)
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.003	0.0003	0.0003	検出されない場合が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.0005	0.00010	0.00005	検査回数の算不可のため毎月検査(水道法:1回／3年)
4	水銀及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	検出過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
5	セレン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	検出過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
6	銅及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	検出過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
7	ヒ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	0.005	検出過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
8	六価クロム化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.04	0.008	0.004	検出過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
9	亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	-	-	検査回数を算らすことができる項目のため毎月検査(水道法:毎月)
10	シアノ化物イオン及び強化アン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.0005	0.0003	0.0003	未満 0.0003未満 検査回数の算不可のため毎月検査(水道法:毎月)
11	硝酸態窒素及び重神酸態窒素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	検出過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
12	フツ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.16	0.08	0.08	検出過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.2	0.1	0.1未満 検出過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
14	四塩化放散素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満 検査回数を算らすことできる項目のため毎月検査(水道法:毎月)
15	1,4-ジオキサン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	0.005	0.005未満 検査回数を算らすことできる項目のため毎月検査(水道法:毎月)
16	3-(2-ブチルエチル)エチカルバ-1,2-ブチカルバ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.04	0.008	0.004	0.004未満 検査回数を算らすことできる項目のため毎月検査(水道法:毎月)
17	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	0.004	0.002	0.002未満 検査回数を算らすことできる項目のため毎月検査(水道法:毎月)
18	テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.001未満 検査回数を算らすことできる項目のため毎月検査(水道法:毎月)
19	トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.001未満 検査回数を算らすことできる項目のため毎月検査(水道法:毎月)
20	ベンゼン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.06	-	-	検査回数を算らすことできる項目のため毎月検査(水道法:毎月)
21	塗装溶剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	-	-	0.002未満 検査回数を算らすことできる項目のため毎月検査(水道法:毎月)
22	クロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.06	-	-	0.003未満 検査回数を算らすことできる項目のため毎月検査(水道法:毎月)
23	クロロカルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	-	-	0.003未満 検査回数を算らすことできる項目のため毎月検査(水道法:毎月)
24	ジクロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	-	-	0.001未満 検査回数を算らすことできる項目のため毎月検査(水道法:毎月)
25	ジプロモクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	-	-	0.001未満 検査回数を算らすことできる項目のため毎月検査(水道法:毎月)
26	臭素酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.1	-	-	0.015未満 検査回数を算らすことできる項目のため毎月検査(水道法:毎月)
27	総トリハロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	-	-	0.003未満 検査回数を算らすことできる項目のため毎月検査(水道法:毎月)
28	トリクロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	-	-	0.005未満 検査回数を算らすことできる項目のため毎月検査(水道法:毎月)
29	ジクロジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.08	-	-	0.002未満 検査回数を算らすことできる項目のため毎月検査(水道法:毎月)
30	プロモカルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.09	-	-	0.001未満 検査回数を算らすことできる項目のため毎月検査(水道法:毎月)
31	ホルムアルデヒド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.08	-	-	0.001未満 検査回数を算らすことできる項目のため毎月検査(水道法:毎月)
32	亜鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	0.04	0.02	0.02未満 検査回数を算らすことできる項目のため毎月検査(水道法:毎月)
33	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.20	0.10	0.10未満 検査回数を算らすことできる項目のため毎月検査(水道法:毎月)
34	塩及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.3	0.06	0.03	0.03未満 検査回数を算らすことできる項目のため毎月検査(水道法:毎月)
35	銀及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.20	0.10	0.02未満 検査回数を算らすことできる項目のため毎月検査(水道法:毎月)
36	ナトリウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	40.0	20.0	6.3未満 検査回数の算不可のため毎月検査(水道法:毎月)
37	マンガン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	0.005	0.005未満 検査回数の算不可のため毎月検査(水道法:毎月)
38	鉛化合物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	11.5未満 検査回数の算不可のため毎月検査(水道法:毎月)
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	300	60	30	6未満 検査回数の算不可のため毎月検査(水道法:毎月)
40	藻類残留物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8～8.6	-	-	0.3未満 検査回数の算不可のため毎月検査(水道法:毎月)
41	陰イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	50	-	-	7.0未満 検査回数の算不可のため毎月検査(水道法:毎月)
42	ジエオズミン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	0.04	0.02	0.02未満 検査回数の算不可のため毎月検査(水道法:毎月)
43	2-メチルイソボルネオール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00001	0.00001	0.00001	0.0000001未満 検査回数の算不可のため毎月検査(水道法:毎月)
44	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が差異がある場合のため毎月検査(水道法:毎月)
45	フェノール類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.005未満 検査回数の算不可のため毎月検査(水道法:毎月)
46	有機物(金持持続系100の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8～8.6	-	-	0.005未満 検査回数の算不可のため毎月検査(水道法:毎月)
47	油膿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.001未満 検査回数の算不可のため毎月検査(水道法:毎月)
48	味噌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00001	0.00001	0.00001	0.0000001未満 検査回数の算不可のため毎月検査(水道法:毎月)
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満 検査回数の算不可のため毎月検査(水道法:毎月)
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満 検査回数の算不可のため毎月検査(水道法:毎月)
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	項目数	3	注 各検査項目の単位は、「No.1 [/ml]」、「No.3-No.46 [mg/L]」、「No.3-No.51 [度]」、「No.2&No.47～No.49 [単位なし]」」

平成31年度水質検査計画

水質検査表

平成31年度水質検査計画

No	項目	平成31年度後継測定												検査回数の減不可のため毎月検査(水道法・毎月)	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
		基準値	①	検査度基準	②	1/10	3年間の最大値	2016/07/01～							
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法・毎月)	
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法・毎月)	
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。平成34年3月(3年前)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	
4	水銀及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。平成34年3月(3年前)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	
5	セレン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。平成34年3月(3年前)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	
6	銅及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。平成34年3月(3年前)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	
7	ヒ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。平成34年3月(3年前)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	
8	六価クロム化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。平成34年3月(3年前)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	
9	亜硝酸塩・塗料	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。平成34年3月(3年前)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	
10	シアノ化物イオン及び塩シアン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検査回数を減らすことができるない項目のため過去データなし。平成34年3月(3年前)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	
11	硫酸態塩素及び亜硝酸態塩素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。平成34年3月(3年前)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	
12	フッ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。平成34年3月(3年前)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。平成34年3月(3年前)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	
14	四塩化炭素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。平成34年3月(3年前)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	
15	4-ジオキサン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。平成34年3月(3年前)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	
16	3-ブチルメチルエチルエーテル及び1-ブチル-2-エチルエーテル	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。平成34年3月(3年前)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	
17	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。平成34年3月(3年前)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	
18	テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。平成34年3月(3年前)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	
19	トリクロロエチレン	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。平成34年3月(3年前)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	
20	ベンゼン	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。平成34年3月(3年前)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	
21	塩素	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検査回数を減らすことができるない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	
22	クロロ酢酸	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検査回数を減らすことができるない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	
23	クロロカルム	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検査回数を減らすことができるない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	
24	ジクロロ酢酸	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検査回数を減らすことができるない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	
25	ジブロモクロロメタン	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検査回数を減らすことができるない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	
26	臭素	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検査回数を減らすことができるない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	
27	純トリハロメタン	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検査回数を減らすことができるない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	
28	トリクロロ酢酸	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検査回数を減らすことができるない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	
29	プロモジクロロメタン	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検査回数を減らすことができるない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	
30	プロモカルム	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検査回数を減らすことができるない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	
31	ホルムアルデヒド	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検査回数を減らすことができるない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	
32	亜鉛及びその化合物	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。平成34年3月(3年前)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	
33	アルミニウム及びその化合物	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。平成34年3月(3年前)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	
34	錫及びその化合物	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。平成34年3月(3年前)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	
35	ナトリウム及びその化合物	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。平成34年3月(3年前)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	
36	マンガン及びその化合物	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。平成34年3月(3年前)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	
37	塩化物イオン	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検査回数の減不可のため過去データなし。平成34年3月(3年前)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	
38	塩化物イオン	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。平成34年3月(3年前)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検査回数の減不可のため過去データなし。平成34年3月(3年前)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	
40	放射性物質	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。平成34年3月(3年前)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	
41	陰イオン界面活性剤	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検査回数の減不可のため過去データなし。平成34年3月(3年前)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	
42	ジエオズミン	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検査回数の減不可のため過去データなし。平成34年3月(3年前)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	
43	2-メチルソルボルネオール	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検査回数の減不可のため過去データなし。平成34年3月(3年前)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	
44	非イオン界面活性剤	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。平成34年3月(3年前)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	
45	フェノール類	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検査回数の減不可のため過去データなし。平成34年3月(3年前)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	
46	有機物全量有機炭素(TOC)の量	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検査回数の減不可のため過去データなし。平成34年3月(3年前)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	
47	叫酸	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検査回数の減不可のため過去データなし。平成34年3月(3年前)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	
48	臭気	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検査回数の減不可のため過去データなし。平成34年3月(3年前)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	
49	色度	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検査回数の減不可のため過去データなし。平成34年3月(3年前)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	
50	漏度	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検査回数の減不可のため過去データなし。平成34年3月(3年前)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	
51	漏度	9	51	11	11	51	11	9	51	9	51	9	51	9	項目数

注：各検査項目の単位は、「No.1 [/ml]」、「No.3-No.46 [ml/L]」、「No.50-No.51 [度]」、「No.2 & No.47-No.49 [単位なし]」」

水質検査表

平成31年度水質検査計画
松臺生活館

No	項目	平成31年度検査実績												基準値	検査結果	2016/01/01~ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	-
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないと おもいます。	-	-	-
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.003	0.0006	0.0003	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。平成34年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
4	水銀及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.0005	0.00010	0.00005	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。平成34年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
5	セレン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。平成34年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
6	銻及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。平成34年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
7	ヒ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	0.005	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。平成34年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
8	六価クロム化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.04	0.008	0.004	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。平成34年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
9	亜硝酸能窒素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	-	-	検査回数を減らすことができるない項目のため過去データなし。平成34年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
10	ジアセチルオクタヒドロビシアン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10	2.0	1.0	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。平成34年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
11	硫酸態態素及び亜硫酸態室素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.8	0.16	0.08	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。平成34年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
12	フッ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.2	0.1	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。平成34年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.002	0.0004	0.0002	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。平成34年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
14	四塩化炭素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	0.005	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。平成34年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
15	ジメチルキサン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.04	0.008	0.004	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。平成34年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
16	1,2-ビ(カブトガリ)エチルカブトガリ-1,2'-アントラセン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	0.004	0.002	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。平成34年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
17	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。平成34年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
18	テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。平成34年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
19	トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	0.002	0.001	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。平成34年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
20	ベンゼン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.06	-	-	検査回数を減らすことができるない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
21	塩素整	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.6	-	-	検査回数を減らすことができるない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
22	クロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	-	-	検査回数を減らすことができるない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
23	クロロホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.06	-	-	検査回数を減らすことができるない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
24	ジクロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	-	-	検査回数を減らすことができるない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
25	ジプロモクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	-	-	検査回数を減らすことができるない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
26	重素酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.1	-	-	検査回数を減らすことができるない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
27	純トリハロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	-	-	検査回数を減らすことができるない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
28	トリクロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	-	-	検査回数を減らすことができるない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
29	プロモジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.08	-	-	検査回数を減らすことができるない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
30	プロモホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.09	-	-	検査回数を減らすことができるない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
31	ポルムアルデヒド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.20	0.10	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。平成34年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
32	亜鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	0.04	0.02	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。平成34年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
33	アミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.3	0.06	0.03	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。平成34年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
34	族及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.20	0.10	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。平成34年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
35	銻及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	40.0	20.0	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。平成34年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
36	ナトリウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	0.005	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。平成34年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
37	マンガン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	検査回数の算不可のため過去データなし。平成34年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
38	珪酸物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	0.004	0.002	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。平成34年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	300	30	-	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。平成34年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
40	藻類物質留置率(100)の總	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	500	100	50	検査回数の算不可のため年月検査(水道法:毎月)
41	陰イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	0.04	0.02	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。平成34年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
42	ジエオスマシン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00001	0.000002	0.000001	検査回数の算不可のため毎月検査(ただし測定の発生の少ない時期を除きます)。
43	2-メチルイソボルネオール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.0001	0.00002	0.00001	検査回数の算不可のため過去データなし。平成34年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
44	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.005	0.0010	0.0005	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。平成34年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
45	フェノール類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	検査回数の算不可のため年月検査(水道法:毎月)
46	有機物質有機溶剤(100)の總	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 - 8.6	-	-	検査回数の算不可のため年月検査(水道法:毎月)
47	油性	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.20	0.10	-	検査回数の算不可のため年月検査(水道法:毎月)
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.04	0.02	-	検査回数の算不可のため年月検査(水道法:毎月)
49	臭氣	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.02	-	検査回数の算不可のため年月検査(水道法:毎月)
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	検査回数の算不可のため年月検査(水道法:毎月)
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	検査回数の算不可のため年月検査(水道法:毎月)

注 各検査項目の単位は、「No.1「/ml」」、「No.3-No.46「mg/L」」、「No.50~No.51「度」」、「No.2及No.47~No.49「単位なし」」」

水質検査要

平成31年度水質検査計画
香牧地区基地

No	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基準地	①	第3回受検基準	2016.01/01～ 平成31年度受検を強度	2016.01/01～ 3年間の最大不適	理由		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	-	-	-	
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.003	0.0006	0.0003	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)	-	-	
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.0005	0.00010	0.00005	平成3.1年4月から新規施設のため過去データなし。平成3.4年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	-	-	
4	水銀及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.0002	0.0002	0.0001	平成3.1年4月から新規施設のため過去データなし。平成3.4年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	-	-	
5	セレン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	平成3.1年4月から新規施設のため過去データなし。平成3.4年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	-	-	
6	銅及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	平成3.1年4月から新規施設のため過去データなし。平成3.4年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	-	-	
7	ヒ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	0.005	平成3.1年4月から新規施設のため過去データなし。平成3.4年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	-	-	
8	六価クロム化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.04	0.008	0.004	平成3.1年4月から新規施設のため過去データなし。平成3.4年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	-	-	
9	重碳酸塩業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	-	-	検査回数を減らすことができない項目のため過去データなし。平成3.4年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	-	-	
10	シアン化物イオン及びビシアシン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10	2.0	1.0	平成3.1年4月から新規施設のため過去データなし。平成3.4年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	-	-	
11	硫酸鈉塩及び重碳酸鈉塩業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.8	0.16	0.08	平成3.1年4月から新規施設のため過去データなし。平成3.4年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	-	-	
12	フッ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.2	0.1	平成3.1年4月から新規施設のため過去データなし。平成3.4年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	-	-	
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.002	0.0004	0.0002	平成3.1年4月から新規施設のため過去データなし。平成3.4年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	-	-	
14	四塩化炭素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	0.005	平成3.1年4月から新規施設のため過去データなし。平成3.4年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	-	-	
15	1,4-ジオキサン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.04	0.008	0.004	平成3.1年4月から新規施設のため過去データなし。平成3.4年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	-	-	
16	3-ブチルジエチルアミン及びジメチルアミン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	0.004	0.002	平成3.1年4月から新規施設のため過去データなし。平成3.4年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	-	-	
17	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	平成3.1年4月から新規施設のため過去データなし。平成3.4年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	-	-	
18	トドクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	平成3.1年4月から新規施設のため過去データなし。平成3.4年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	-	-	
19	トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	平成3.1年4月から新規施設のため過去データなし。平成3.4年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	-	-	
20	ベンゼン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.6	-	-	検査回数を減らすことができるない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	-	-	
21	鉛	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	-	-	検査回数を減らすことができるない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	-	-	
22	クロロカルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.06	-	-	検査回数を減らすことができるない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	-	-	
23	ジクロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	-	-	検査回数を減らすことができるない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	-	-	
24	ジプロモクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.1	-	-	検査回数を減らすことができるない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	-	-	
25	臭素酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	-	-	検査回数を減らすことができるない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	-	-	
26	トリクロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.1	-	-	検査回数を減らすことができるない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	-	-	
27	トリクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	-	-	検査回数を減らすことができるない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	-	-	
28	トリクロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	-	-	検査回数を減らすことができるない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	-	-	
29	プロモジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.09	-	-	検査回数を減らすことができるない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	-	-	
30	プロモジクロロム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.08	-	-	検査回数を減らすことができるない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	-	-	
31	ホルムアルデヒド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.20	0.10	平成3.1年4月から新規施設のため過去データなし。平成3.4年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	-	-	
32	亜鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	0.04	0.02	平成3.1年4月から新規施設のため過去データなし。平成3.4年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	-	-	
33	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.3	0.06	0.03	平成3.1年4月から新規施設のため過去データなし。平成3.4年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	-	-	
34	錫及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.20	0.10	平成3.1年4月から新規施設のため過去データなし。平成3.4年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	-	-	
35	ナトリウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	40.0	20.0	平成3.1年4月から新規施設のため過去データなし。平成3.4年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	-	-	
36	ナトリガン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	0.005	検査回数の減不可の発生の少ない時期を除きます。平成3.1年4月から新規施設のため過去データなし。平成3.4年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	-	-	
37	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	検査回数の減不可のため過去データなし。平成3.1年4月から新規施設のため過去データなし。平成3.4年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	-	-	
38	重金属性	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	300	60	30	平成3.1年4月から新規施設のため過去データなし。平成3.4年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	-	-	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	500	100	50	平成3.1年4月から新規施設のため過去データなし。平成3.4年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	-	-	
40	系糞便留物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	0.04	0.02	検査回数の減不可のため過去データなし。平成3.1年4月から新規施設のため過去データなし。平成3.4年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	-	-	
41	陰イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00001	0.000002	0.000001	検査回数の減不可のため過去データなし。平成3.1年4月から新規施設のため過去データなし。平成3.4年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	-	-	
42	ジエオスマシン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	検査回数の減不可のため過去データなし。平成3.1年4月から新規施設のため過去データなし。平成3.4年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	-	-	
43	2-メチルソルベタル	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	0.005	平成3.1年4月から新規施設のため過去データなし。平成3.4年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	-	-	
44	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	検査回数の減不可のため過去データなし。平成3.1年4月から新規施設のため過去データなし。平成3.4年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	-	-	
45	フェノール類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8	-	-	検査回数の減不可のため過去データなし。平成3.1年4月から新規施設のため過去データなし。平成3.4年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	-	-	
46	有機物(全有機炭素100%の懸濁)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	検査回数の減不可のため過去データなし。平成3.1年4月から新規施設のため過去データなし。平成3.4年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	-	-	
47	油類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	-	-	検査回数の減不可のため過去データなし。平成3.1年4月から新規施設のため過去データなし。平成3.4年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	-	-	
48	黒味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	-	-	検査回数の減不可のため過去データなし。平成3.1年4月から新規施設のため過去データなし。平成3.4年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	-	-	
49	黒氣	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	検査回数の減不可のため過去データなし。平成3.1年4月から新規施設のため過去データなし。平成3.4年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	-	-	
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9	51	11	11	51	9	項目数

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/ml]」、「No.3-No.46 [mg/L]」、「No.50～No.51 [度]」、「No.28～No.47-No.49 [単位なし]」

水質検査表

平成31年度水質検査計画

高平3入口

No	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基準値	測定期間基準	2016/01/01～ 平成31年度検査対象									
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	3検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)									
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	検出されない場合が検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)									
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)								
4	水銀及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.0005	0.00010	0.00006	0.00005未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)								
5	セレン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.001未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)								
6	銅及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.001未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)								
7	ヒ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	0.005	0.005未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)								
8	六価クロム化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.04	0.008	0.004	0.004未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:4回／1年)								
9	亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	-	-	0.001未満検査回数を算らざることができる項目ですが地質性を考慮し安全確認のため毎月検査(水道法:4回／1年)								
10	シアノ化物イオン及びシアノ化物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	2.0	1.0	0.1未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査(水道法:1回／3年)								
11	硫酸残渣素及び重晶石粉混入率	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.8	0.16	0.08	0.08未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)								
12	ツツキ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.2	0.1	0.1未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)								
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)								
14	四塩化炭素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	0.005	0.005未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)								
15	1,4-ジオキサン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.04	0.008	0.004	0.004未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)								
16	ヘキサ-2,3-オクタフルオロブロモエチル-1,2-ジ-1,2-フルオロ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	0.004	0.002	0.002未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)								
17	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.001未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)								
18	テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.001未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)								
19	トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.001未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)								
20	ベンゼン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.001未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:4回／1年)								
21	塩素酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.6	-	-	0.001未満検査回数を算らざることができる項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)								
22	クロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	-	-	0.001未満検査回数を算らざることができる項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)								
23	クロロカルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.06	-	-	0.001未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:4回／1年)								
24	ジクロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	-	-	0.001未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)								
25	シブロモクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.1	-	-	0.002未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)								
26	臭素酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	-	-	0.001未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)								
27	特異ハロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.1	-	-	0.032未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)								
28	トリクロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	-	-	0.016未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)								
29	プロモジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	-	-	0.008未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)								
30	プロモカルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.09	-	-	0.001未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)								
31	プロモアルヒルド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.08	-	-	0.001未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)								
32	亜硝酸及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.20	0.10	0.10未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)								
33	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	0.04	0.02	0.02未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)								
34	鉄及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.3	0.06	0.03	0.03未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)								
35	銅及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.20	0.10	0.10未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)								
36	ナトリウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	40.0	20.0	4.6過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(ただし藻類の先生の少ない時期を除きます)								
37	マンガン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	0.005	0.001未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)								
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	7.7検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)								
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	300	60	30	2過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)								
40	緑藻類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	500	100	50	22過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)								
41	陰イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	0.04	0.02	0.02未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)								
42	ジエオスミン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00001	0.00002	0.00001	0.00001未満検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)								
43	2-メチルソルボネオール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.2未満検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)								
44	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.004	0.004	0.002	0.002未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)								
45	フェノール類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.0010	0.0005	0.0005	0.0005未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)								
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	1.0検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)								
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8～8.6	-	-	6.9検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)								
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常がないこと	-	-	異常なし検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)								
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	2.3検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)								
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)								
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9	22	11	11	51	11	9	22	9	22	9	項目数

注) 各検査項目の単位は、「No. 1 [mg/L]」、「No. 3～No. 46 [mg/L]」、「No. 50～No. 51 [度]」、「No. 3～No. 47～No. 49 [単位なし]」。

第一回 生ゲー卜示一場

水道施設名

水質検査表
水道施設名 消防館所(墨田)

平成31年壁水質検査計画

No	項目	平成31年度検査履歴												基準値	検査頻度率	2016/07/01～ 3年間の最大値 (①/②) / 10				
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月							
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	16	検査回数の測不可のため毎月検査(水道法、毎月)				
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	検出されない場合の測不可のため毎月検査(水道法、毎月)				
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.003	0.0006	0.00010	0.00005	0.00003	0.0003未満	過去の最大値が頻度測の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法、1回／3年)
4	水銀及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.0005	0.00010	0.00002	0.00005	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度測の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法、1回／3年)
5	セレン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度測の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法、1回／3年)
6	鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度測の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法、1回／3年)
7	銅及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度測の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法、1回／3年)		
8	六価クロム化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度測の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法、1回／3年)		
9	亜硝酸塩系	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を算らすことができる項目のため毎月検査(水道法、4回／1年)		
10	シアノ化物イオン及び塩化シアン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10	2.0	1.0	0.2	0.005未満	過去の最大値が頻度測の②以下ですが安全を考慮し1年に4回の検査	
11	硝酸塩系及び重碳酸塩系	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.8	0.16	0.08	0.004未満	過去の最大値が頻度測の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法、1回／3年)		
12	ソーテル及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度測の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法、1回／3年)		
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.002	0.0004	0.00002	0.00002未満	過去の最大値が頻度測の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法、1回／3年)		
14	四塩化炭素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	0.005	0.004未満	検査回数を算らすことができる項目ですが地域性のため毎月検査(水道法、4回／1年)		
15	ジオキサン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度測の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法、1回／3年)		
16	メタノンガス及びメタストレインガス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度測の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法、1回／3年)		
17	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度測の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法、1回／3年)		
18	テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度測の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法、1回／3年)		
19	トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度測の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法、1回／3年)		
20	ベンゼン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度測の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法、4回／1年)		
21	塩素酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	-	-	0.002未満	検査回数を算らすことができる項目のため毎月検査(水道法、4回／1年)		
22	クロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	-	-	0.005未満	検査回数を算らすことができる項目のため毎月検査(水道法、4回／1年)		
23	クロロホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	-	-	0.003未満	過去の最大値が頻度測の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査(水道法、4回／1年)		
24	ジクロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を算らすことができる項目のため毎月検査(水道法、4回／1年)		
25	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	-	-	0.001未満	過去の最大値が頻度測の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査(水道法、4回／1年)		
26	馬尿酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	-	-	0.001未満	過去の最大値が頻度測の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査(水道法、4回／1年)		
27	純トリハロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.1	-	-	0.015未満	過去の最大値が頻度測の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査(水道法、4回／1年)		
28	トリクロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	-	-	0.005未満	過去の最大値が頻度測の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査(水道法、4回／1年)		
29	プロモジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	-	-	0.006未満	過去の最大値が頻度測の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査(水道法、4回／1年)		
30	プロモホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.09	-	-	0.009未満	過去の最大値が頻度測の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査(水道法、4回／1年)		
31	ホルムアルデヒド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.08	-	-	0.008未満	過去の最大値が頻度測の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査(水道法、4回／1年)		
32	亜鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度測の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法、1回／3年)		
33	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	0.04	0.02	0.002未満	過去の最大値が頻度測の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法、1回／3年)		
34	錫及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.3	0.06	0.03	0.003未満	過去の最大値が頻度測の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法、1回／3年)		
35	ナトリウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度測の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法、1回／3年)		
36	マンガン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度測の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法、1回／3年)		
37	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	11.0未満	検査回数の測不可のため毎月検査(水道法、毎月)		
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	300	60	30	6.0未満	過去の最大値が頻度測の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法、1回／3年)		
39	カルシウム、マグネシウム(硬度)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.7未満	検査回数の測不可のため毎月検査(水道法、毎月)		
40	熱伝導物質	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	500	100	50	37未満	過去の最大値が頻度測の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法、1回／3年)		
41	陰イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度測の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法、1回／3年)		
42	ジエオスミン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.0001	0.00002	0.000001	0.000001未満	検査回数の測不可のため毎月検査(ただし藻類の発生の少ない時期を除きます)		
43	2-メチルイソブチルネオール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度測の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法、1回／3年)		
44	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度測の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法、1回／3年)		
45	フェノール類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.7未満	検査回数の測不可のため毎月検査(水道法、毎月)		
46	有機物(全有機炭素100)の量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.3	~ 8.6	-	5.3未満	検査回数の測不可のため毎月検査(水道法、毎月)		
47	PH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	-	-	0.01未満	過去の最大値が頻度測の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法、1回／3年)		
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	-	-	0.01未満	過去の最大値が頻度測の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法、1回／3年)		
49	異臭	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	5未満	検査回数の測不可のため毎月検査(水道法、毎月)		
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	2.0未満	検査回数の測不可のため毎月検査(水道法、毎月)		
51	濁度	9	22	11	11	51	11	9	22	9	9	22	9	9	項目数	注	各検査項目の単位は、「No. 1 [/ml]」、「No. 3~No. 46 [mg/L]」、「No. 50~No. 51 [度]」、「No. 23~No. 47~No. 49 [mg/L]」、「No. 52~No. 53 [mg/L]」、「No. 54~No. 55 [mg/L]」、「No. 56~No. 57 [度]」、「No. 58~No. 59 [mg/L]」、「No. 60~No. 61 [度]」、「No. 62~No. 63 [mg/L]」、「No. 64~No. 65 [mg/L]」、「No. 66~No. 67 [mg/L]」、「No. 68~No. 69 [mg/L]」、「No. 70~No. 71 [mg/L]」、「No. 72~No. 73 [mg/L]」、「No. 74~No. 75 [mg/L]」、「No. 76~No. 77 [mg/L]」、「No. 78~No. 79 [mg/L]」、「No. 80~No. 81 [mg/L]」、「No. 82~No. 83 [mg/L]」、「No. 84~No. 85 [mg/L]」、「No. 86~No. 87 [mg/L]」、「No. 88~No. 89 [mg/L]」、「No. 90~No. 91 [mg/L]」、「No. 92~No. 93 [mg/L]」、「No. 94~No. 95 [mg/L]」、「No. 96~No. 97 [mg/L]」、「No. 98~No. 99 [mg/L]」、「No. 100~No. 101 [mg/L]」、「No. 102~No. 103 [mg/L]」、「No. 104~No. 105 [mg/L]」、「No. 106~No. 107 [mg/L]」、「No. 108~No. 109 [mg/L]」、「No. 110~No. 111 [mg/L]」、「No. 112~No. 113 [mg/L]」、「No. 114~No. 115 [mg/L]」、「No. 116~No. 117 [mg/L]」、「No. 118~No. 119 [mg/L]」、「No. 120~No. 121 [mg/L]」、「No. 122~No. 123 [mg/L]」、「No. 124~No. 125 [mg/L]」、「No. 126~No. 127 [mg/L]」、「No. 128~No. 129 [mg/L]」、「No. 130~No. 131 [mg/L]」、「No. 132~No. 133 [mg/L]」、「No. 134~No. 135 [mg/L]」、「No. 136~No. 137 [mg/L]」、「No. 138~No. 139 [mg/L]」、「No. 140~No. 141 [mg/L]」、「No. 142~No. 143 [mg/L]」、「No. 144~No. 145 [mg/L]」、「No. 146~No. 147 [mg/L]」、「No. 148~No. 149 [mg/L]」、「No. 150~No. 151 [mg/L]」、「No. 152~No. 153 [mg/L]」、「No. 154~No. 155 [mg/L]」、「No. 156~No. 157 [mg/L]」、「No. 158~No. 159 [mg/L]」、「No. 160~No. 161 [mg/L]」、「No. 162~No. 163 [mg/L]」、「No. 164~No. 165 [mg/L]」、「No. 166~No. 167 [mg/L]」、「No. 168~No. 169 [mg/L]」、「No. 170~No. 171 [mg/L]」、「No. 172~No. 173 [mg/L]」、「No. 174~No. 175 [mg/L]」、「No. 176~No. 177 [mg/L]」、「No. 178~No. 179 [mg/L]」、「No. 180~No. 181 [mg/L]」、「No. 182~No. 183 [mg/L]」、「No. 184~No. 185 [mg/L]」、「No. 186~No. 187 [mg/L]」、「No. 188~No. 189 [mg/L]」、「No. 190~No. 191 [mg/L]」、「No. 192~No. 193 [mg/L]」、「No. 194~No. 195 [mg/L]」、「No. 196~No. 197 [mg/L]」、「No. 198~No. 199 [mg/L]」、「No. 200~No. 201 [mg/L]」、「No. 202~No. 203 [mg/L]」、「No. 204~No. 205 [mg/L]」、「No. 206~No. 207 [mg/L]」、「No. 208~No. 209 [mg/L]」、「No. 210~No. 211 [mg/L]」、「No. 212~No. 213 [mg/L]」、「No. 214~No. 215 [mg/L]」、「No. 216~			

水質検査表
水道施設名 平成31年度水質検査計画
消防局所 (平内)

No	項目	平成31年度水質検査計画												検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法、毎月)	理由		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
基準値	(1) 1/5	(2) 1/10	3年間の最大値	2016/01/01～													
1 一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-		
2 大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	検出されない検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法、毎月)		
3 カドミウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.003	0.0006	0.0003 (水道法、毎月)	
4 水銀及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.0005	0.00010	0.00005 (水道法、毎月)	
5 セレン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001 (水道法、毎月)	
6 銀及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001 (水道法、毎月)	
7 ヒ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	0.005 (水道法、毎月)	
8 六価クロム化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.04	0.008	0.004 (水道法、毎月)	
9 亜鉛検査業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	-	0.0001 来源検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法、毎月)	
10 ナノ化物イオン及び塩化シアン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10	2.0	1.0	0.0005 (水道法、毎月)
11 硝酸態窒素及び亞硝酸態窒素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.8	0.16	0.08 (水道法、毎月)	
12 フッ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.2	0.1 (水道法、毎月)	
13 ホウ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.002	0.0004	0.0002 (水道法、毎月)	
14 四塩化炭素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	0.0005 (水道法、毎月)	
15 1,4-ジオキサン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.04	0.008	0.004 (水道法、毎月)	
16 ジエチルベンゼン及びジメチル-2-ブチカルボン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	0.004	0.002 (水道法、毎月)	
17 シクロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001 (水道法、毎月)	
18 テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001 (水道法、毎月)	
19 トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001 (水道法、毎月)	
20 テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001 (水道法、毎月)	
21 塩素濃度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.6	-	0.13 (水道法、毎月)	
22 フロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	-	0.00025 (水道法、毎月)	
23 クロロホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.06	-	0.0001 (水道法、毎月)	
24 ジクロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	-	0.0001 (水道法、毎月)	
25 臭素酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	-	0.0003 (水道法、毎月)	
26 脱トリハロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.1	-	0.0001 (水道法、毎月)	
27 トリクロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	-	0.0001 (水道法、毎月)	
28 ブロモジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	-	0.0001 (水道法、毎月)	
29 ブロモホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.06	-	0.0001 (水道法、毎月)	
30 プロモアルデヒド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.08	-	0.0001 (水道法、毎月)	
31 ヘルムアルデヒド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.20	0.10 (水道法、毎月)	
32 亜船及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	0.04	0.02 (水道法、毎月)	
33 アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.3	0.06	0.03 (水道法、毎月)	
34 族及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.20	0.10 (水道法、毎月)	
35 ナトリウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	40.0	20.0 (水道法、毎月)	
36 ナトリウム及ひその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	0.005 (水道法、毎月)	
37 マンガン及ひその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	10.9 (水道法、毎月)	
38 塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	300	60	30 (水道法、毎月)	
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	500	100	50 (水道法、毎月)	
40 蒸発残留物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	0.04	0.02 (水道法、毎月)	
41 臭イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	40.0	20.0 (水道法、毎月)	
42 ジエオスマシン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.0001	0.00001	0.000001 (水道法、毎月)	
43 2-メチルイソパルネオール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.0001	0.00002	0.00001 (水道法、毎月)	
44 フェノン系界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	0.004	0.002 (水道法、毎月)	
45 フェノール類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.005	0.0010	0.0005 (水道法、毎月)	
46 有機物(生活廃棄物100%)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	1.1 (水道法、毎月)	
47 PH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8～8.6	-	7.0 (水道法、毎月)	
48 味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	無常なこと	-	無常なこと (水道法、毎月)	
49 臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	無常なこと	-	無常なこと (水道法、毎月)	
50 色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	3.8 (水道法、毎月)	
51 濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9	51	11 11 51 11 9 51 9 51 9 项目数	

注) 各検査項目の単位は、「No. 1 [/ml]」、「No. 3-No. 46 [mg/L]」、「No. 50~No. 51 [度]」、「No. 2及びNo. 47~No. 49 [単位なし]」

No	項目	平成31年度検査対象												測定期間	2016.01/01～ 3年間の最大値	① / ② / 10	理由							
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月											
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	5. 検査回数の減不可のため毎月検査（水道法、毎月）								
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	検出されない検査回数の減不可のため毎月検査（水道法、毎月）								
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.003	0.0006	0.0003	1回／3年							
4	水銀及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.0005	0.00010	0.00005	0.0003未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法、1回／3年）							
5	セレン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.0003未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法、1回／3年）							
6	鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.0003未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法、1回／3年）							
7	ヒ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	0.005	0.0005未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法、1回／3年）							
8	六価クロム化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.04	0.008	0.004	0.0004未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法、1回／3年）							
9	亜硝酸塩系	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	-	-	検査回数を減らすことができる項目ですが地盤性を考慮し安全確認のため毎月検査（水道法、4回／1年）							
10	シアノ化物イオン及びシアン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10	2.0	1.0	0.005未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法、1回／3年）							
11	硝酸態窒素及び亞硝酸態窒素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.8	0.16	0.08	0.005未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法、1回／3年）							
12	フッ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.2	0.1	0.005未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法、1回／3年）							
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.002	0.0004	0.0002	0.0003未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法、1回／3年）							
14	四塩化炭素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	0.005	0.005未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法、1回／3年）							
15	1,4-ジオキサン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.04	0.008	0.004	0.004未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法、1回／3年）							
16	フルオロアルコール及びフルオロ-1,2-ブタジエン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	0.004	0.002	0.002未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法、1回／3年）							
17	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.001未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法、1回／3年）							
18	テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.001未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法、1回／3年）							
19	トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.001未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法、1回／3年）							
20	ベンゼン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.001未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法、1回／3年）							
21	クロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.6	-	-	検査回数を減らすことができる項目ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査（水道法、4回／1年）							
22	クロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	-	-	0.002未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査（水道法、4回／1年）							
23	クロロホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	-	-	0.007未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に9回以上の検査（水道法、4回／1年）							
24	ジクロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	-	-	0.001未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査（水道法、4回／1年）							
25	フルオロアルコール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.1	-	-	0.001未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査（水道法、4回／1年）							
26	臭素酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	-	-	0.004未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査（水道法、4回／1年）							
27	トリクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.1	-	-	0.008未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査（水道法、4回／1年）							
28	トリクロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	-	-	0.004未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査（水道法、4回／1年）							
29	プロモジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.09	-	-	0.003未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査（水道法、4回／1年）							
30	フルオロアルコール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.08	-	-	0.008未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査（水道法、4回／1年）							
31	フルオロアルミニド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	-	-	0.003未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査（水道法、4回／1年）							
32	エチルアルビド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.09	-	-	0.003未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査（水道法、4回／1年）							
33	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.08	-	-	0.008未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査（水道法、4回／1年）							
34	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.20	0.10	0.01未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査（水道法、4回／1年）							
35	銅及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	0.04	0.02	0.03未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査（水道法、4回／1年）							
36	ジオスミン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.04	0.02	0.02未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査（水道法、4回／1年）							
37	マンガン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	40.0	20.0	5.6過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査（水道法、4回／1年）							
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	9.5検査回数の減不可のため毎月検査（水道法、毎月）							
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	300	60	30	水質管理に変化がない場合毎月検査（水道法、毎月）							
40	陰イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	50	30	33	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法、毎月）							
41	ジエスミン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	0.04	0.02	0.02未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査（水道法、4回／1年）							
42	2-メチルイソバーリン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.0001	0.00002	0.000001	0.000001未満検査回数の減不可のため毎月検査（水道法、毎月）							
43	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	0.004	0.002	0.002未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査（水道法、4回／1年）							
44	フェノール類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査（水道法、4回／1年）							
45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	1.7検査回数の減不可のため毎月検査（水道法、毎月）							
46	pH值	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	0.04	0.02	0.02未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査（水道法、4回／1年）							
47	電気伝導度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.0001	0.00001	0.000001	0.000001未満検査回数の減不可のため毎月検査（水道法、毎月）							
48	電気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.0001未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査（水道法、4回／1年）							
49	電度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.2未満過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査（水道法、毎月）							
50	漏度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9	22	11	11	11	9	22	9	9	9	項目数

注) 各検査項目の単位は、「No. 1 [/ml]」、「No. 3~No. 46 [mg/L]」、「No. 50~No. 51 [度]」、「No. 52~No. 47~No. 49 [単位なし]」

水質検査表

平成31年度水質検査計画

No	項目	平成31年度水質検査計画												検査回数の減不可のため毎月検査(水道法、毎月)	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
検査回数	頻度	基準値	検査回数	頻度	基準値	検査回数	頻度	基準値	検査回数	頻度	基準値	検査回数	頻度	基準値	検査回数
1 一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-
2 大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-
3 カドミウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.003	0.0006
4 水銀及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.0005	0.00010
5 セレン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002
6 鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002
7 ヒ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010
8 六価クロム化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.04	0.008
9 亜鉛無機塩	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	-
10 ジアンチオクチルビニルシアン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10	-
11 硝酸塩及び重硝酸塩元素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.0003	0.0003
12 フッ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.001
13 ホウ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.001
14 四塩化炭素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.2
15 4-ジオキサン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.002	0.0004
16 シアンヒドリド&ヒドロカルボン酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010
17 シクロヘキサン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.04	0.008
18 テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	0.004
19 トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002
20 ベンゼン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002
21 ブチル酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.06	-
22 クロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	-
23 クロロカルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	-
24 ジクロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	-
25 ジブロモクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	-
26 鳥糞酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	-
27 水トリハロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.1	-
28 トリクロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	-
29 ブロモジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	-
30 ブロモカルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.09	-
31 ブロムアルドヒド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.08	-
32 臭及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.20
33 アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	0.04
34 銅及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.3	0.06
35 鋼及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.20
36 ナトリウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	40.0
37 マンガン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010
38 硫化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	30	60
40 蒸発残留物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	500	100
41 隣イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	0.04
42 ジエオスマシン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00001	0.00002
43 2-メチルイソオルネオール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00001	0.00001
44 非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.004	0.002
45 フェノール類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.005	0.0010
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-
47 pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	-
48 鹿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	鹿がないこと	-
49 真気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-
50 湿度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-
51 温度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9	-

注) 各検査項目の単位は、「No. 1 [/ml]」、「No. 3~No. 46 [mg/L]」、「No. 50~No. 51 [度]」、「No. 2及びNo. 47~No. 49 [単位なし]」。

水質検査表

平成31年度水質検査計画
保全社(尾之間)

No	項目	平成31年度検査頻度												基準値	頻度要基準	2016.01.01～ 理由		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	11回以上の検査(水道法:毎月)		
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	検査回数の算不可のため毎月検査(水道法:毎月)		
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.003	0.0006	0.0003	過去の最大値が頻度要基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)	
4	水銀及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.0005	0.00010	0.00005	0.0003未満	
5	セレン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	過去の最大値が頻度要基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)	
6	鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	過去の最大値が頻度要基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)	
7	ヒ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	0.005	過去の最大値が頻度要基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)	
8	六価クロム化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.04	0.008	0.004	過去の最大値が頻度要基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)	
9	亜硝酸塩素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	-	-	過去の最大値が頻度要基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:4回／1年)	
10	アンチ酸イオン及び無化シアン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10	2.0	1.0	0.001未満	
11	無機塩素及び無機酸塩素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.8	0.16	0.08	過去の最大値が頻度要基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)	
12	フツ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.2	0.1	過去の最大値が頻度要基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)	
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.002	0.0004	0.0002	過去の最大値が頻度要基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)	
14	四塩化炭素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	0.005	過去の最大値が頻度要基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)	
15	ジオキサン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.04	0.008	0.004	過去の最大値が頻度要基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)	
16	フルオロカーボン酸及びフルオロ-1,2-ジカルボチル	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	0.004	0.002	過去の最大値が頻度要基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)	
17	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	過去の最大値が頻度要基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)	
18	テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	過去の最大値が頻度要基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)	
19	トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	過去の最大値が頻度要基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)	
20	ベンゼン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	過去の最大値が頻度要基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)	
21	無機鉄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	-	-	過去の最大値が頻度要基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:4回／1年)	
22	クロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.6	-	-	過去の最大値が頻度要基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:4回／1年)	
23	クロロホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.06	-	-	過去の最大値が頻度要基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:4回／1年)	
24	ジクロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	-	-	過去の最大値が頻度要基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:4回／1年)	
25	ジフロモクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.1	-	-	過去の最大値が頻度要基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:4回／1年)	
26	臭素酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	-	-	過去の最大値が頻度要基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:4回／1年)	
27	氷結ハロゲン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.1	-	-	過去の最大値が頻度要基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:4回／1年)	
28	トリクロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	-	-	過去の最大値が頻度要基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:4回／1年)	
29	プロモングロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	-	-	過去の最大値が頻度要基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:4回／1年)	
30	プロモルホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.09	-	-	過去の最大値が頻度要基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:4回／1年)	
31	ホルムアルdehyド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.08	-	-	過去の最大値が頻度要基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:4回／1年)	
32	亜鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.20	0.10	過去の最大値が頻度要基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:4回／1年)	
33	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	0.04	0.02	過去の最大値が頻度要基準の①より大きいため4回以上の検査(水道法:4回／1年)	
34	銅及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.3	0.06	0.03	過去の最大値が頻度要基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:4回／1年)	
35	ナトリウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.20	0.10	過去の最大値が頻度要基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:4回／1年)	
36	マンガン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	過去の最大値が頻度要基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:4回／1年)	
37	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	0.005	過去の最大値が頻度要基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:4回／1年)	
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	過去の最大値が頻度要基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:4回／1年)	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	300	60	30	過去の最大値が頻度要基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)	
40	蒸気留置物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	500	100	50	過去の最大値が頻度要基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)	
41	陰イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	0.04	0.02	過去の最大値が頻度要基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)	
42	ジエオスミン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00001	0.000002	0.000001	検査回数の測定不可のため毎月検査(ただし換算の先生の少ない時期を除きます)	
43	2-メチルイソルネオール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.0001	0.00002	0.00001	検査回数の測定不可のため毎月検査(ただし換算の先生の少ない時期を除きます)	
44	非オイソルネオール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.005	0.0010	0.0005	過去の最大値が頻度要基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)	
45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	1.6検査回数の測定不可のため毎月検査(水道法:毎月)	
46	PH	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.6～8.6	-	-	7.0検査回数の測定不可のため毎月検査(水道法:毎月)	
47	アルカリ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常がないこと	-	-	異常なし	
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常がないこと	-	-	異常なし	
49	臭氣	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	4.4検査回数の測定不可のため毎月検査(水道法:毎月)	
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.9検査回数の測定不可のため毎月検査(水道法:毎月)	
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9	23	11	11	各検査項目の単位は、「No.1 [/ml]」と、「No.3～No.51 [底]」と、「No.3～No.46 [mg/L]」と、「No.3～No.49 [底]」と、「No.50～No.51 [底]」と、「No.52～No.49 [単位なし]」と

平成31年度水質検査計画
個人・宅(原)

水道施設名

No	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基準値	① 濃度測定基準	2016/01/01～	理由	
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	(2) 1/10	3年間の最大値	3検査回数の測定不可のため毎月検査(水道法:毎月)	
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	検査回数の測定不可のため毎月検査(水道法:毎月)	
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.003	0.0006	0.0003	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)	
4	水銀及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.0005	0.00010	0.00005	0.0003未満	
5	セレン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)	
6	鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)	
7	ニ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.010	0.005	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)	
8	六価クロム化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.04	0.008	0.004	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)	
9	亜硝酸塩	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	-	-	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査(水道法:1回／3年)	
10	シアン化物イオン及び塩化ジアン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10	2.0	1.0	0.2	検査回数を減らすことのできる項目ですが安全性を考慮し1年に4回以上の検査(水道法:1回／3年)
11	硝酸塩及び亞硝酸塩	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.8	0.16	0.08	0.08未満	
12	フッ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.2	0.1	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)	
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.002	0.0004	0.0002	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)	
14	四塩化炭素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	0.005	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)	
15	1,4-オキサン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.04	0.008	0.004	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)	
16	ヨーク酸及びカルボン酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	0.004	0.002	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)	
17	ジクロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)	
18	テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)	
19	トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)	
20	ベンゼン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)	
21	クロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.6	-	-	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	
22	クロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	-	-	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	
23	クロロホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	-	-	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	
24	ジクロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.1	-	-	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	
25	ジクロロモクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.002	-	-	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	
26	臭素酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	-	-	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	
27	純トリハロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.1	-	-	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	
28	トリクロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	-	-	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	
29	ブロモジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	-	-	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	
30	ブロモジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	-	-	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	
31	ホルムアルデヒド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.08	-	-	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	
32	亜硝及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.20	0.10	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)	
33	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	0.04	0.02	過去の最大値が頻度測定の①より大きいため1年に4回の検査(水道法:4回／1年)	
34	塩及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.3	0.06	0.03	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回の検査(水道法:4回／1年)	
35	トリオキソアルミニウム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.20	0.10	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)	
36	ナトリウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	40.0	20.0	5.6	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
37	マンガン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	0.005	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)	
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	8.8	検査回数の測定不可のため毎月検査(水道法:毎月)
39	カルシウム、マグネシウム(硬度)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	300	60	30	8.8	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
40	蒸発残留物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	500	100	50	7.1	検査回数の測定不可のため毎月検査(水道法:毎月)
41	陰イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	0.04	0.02	異常なし	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
42	ジェエミン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00001	0.00002	0.000001	0.000001	検査回数の測定不可のため毎月検査(水道法:毎月)
43	2-メチルイソブロモナール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.0001	0.00002	0.00001	0.000001	検査回数の測定不可のため毎月検査(水道法:毎月)
44	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.005	0.0010	0.0005	0.0005	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
45	フェノール類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	1.5	検査回数の測定不可のため毎月検査(水道法:毎月)
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8～8.6	-	-	1.7	検査回数の測定不可のため毎月検査(水道法:毎月)
47	叶脈	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常なし	-	-	-	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:毎月)
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常なし	-	-	-	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:毎月)
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	4.0	検査回数の測定不可のため毎月検査(水道法:毎月)
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の測定不可のため毎月検査(水道法:毎月)
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9	23	11	51	注) 各検査項目の単位は、「No. 1 [/ml]」、「No. 3～No. 46 [mg/L]」、「No. 50～No. 51 [度]」、「No. 52～No. 47～No. 49 [単位なし]」

平成31年度水質検査計画
原地区基地（新原）
水道検査表

No	項目	平成31年度検査結果												基準値	(1) 検査基準基準	2016/01/01~ 3年間の最大直 線	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	検査回数の直線不可のため毎月検査(水道法:毎月)
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	検査回数の直線不可のため毎月検査(水道法:毎月)
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.003	0.0006	0.0003	過去の最大直線が検査基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
4	水銀及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.0005	0.00010	0.00005	0.0003未満
5	セレン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	過去の最大直線が検査基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
6	銅及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	過去の最大直線が検査基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
7	ヒ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	過去の最大直線が検査基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
8	六価クロム化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	0.005	過去の最大直線が検査基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
9	亜硝酸塩	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.04	0.008	0.004	過去の最大直線が検査基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
10	シアノ化物及び強化シアン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	-	-	過去の最大直線が検査基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:4回／1年)
11	硫酸銅塩及び亜硝酸塩	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10	2.0	1.0	検査回数を渡さすことができる項目のため毎月検査(水道法:4回／1年)
12	フッ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.8	0.16	0.08	過去の最大直線が検査基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.2	0.1	過去の最大直線が検査基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
14	四塩化炭素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.002	0.0004	0.0002	過去の最大直線が検査基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
15	1,4-オキサン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	0.005	過去の最大直線が検査基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
16	スル-2-エチルヒドロキシ-1-ジメチルアミン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.04	0.008	0.004	過去の最大直線が検査基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
17	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	0.004	0.002	過去の最大直線が検査基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
18	テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	過去の最大直線が検査基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
19	トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	過去の最大直線が検査基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
20	ベンゼン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.001	0.001	過去の最大直線が検査基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
21	塩素酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.6	-	-	検査回数を渡さすことができる項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
22	クロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	-	-	検査回数を渡さすことができる項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
23	クロロホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	-	-	検査回数を渡さすことができる項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
24	ジクロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	-	-	検査回数を渡さすことができる項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
25	ジブロモクロロイダイン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.1	-	-	検査回数を渡さすことができる項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
26	臭素酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	-	-	検査回数を渡さすことができる項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
27	光トリリウロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.1	-	-	検査回数を渡さうことができる項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
28	トリクロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	-	-	検査回数を渡さうことができる項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
29	プロモカルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.09	-	-	検査回数を渡さうことができる項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
30	トルムアルド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.09	-	-	検査回数を渡さうことができる項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
31	トルムアルド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.08	-	-	検査回数を渡さうことができる項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
32	至塩及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.20	0.10	過去の最大直線が検査基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
33	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	0.04	0.02	過去の最大直線が検査基準の①より大きいため1年に4回の検査(水道法:4回／1年)
34	鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.3	0.06	0.03	過去の最大直線が検査基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
35	ナトリウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	40.0	20.0	4.4 過去の最大直線が検査基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
36	マングン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	0.005	過去の最大直線が検査基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
37	マンガン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	6.7 検査回数の直線不可のため毎月検査(水道法:毎月)
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	300	60	30	過去の最大直線が検査基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	検査回数の直線不可のため毎月検査(水道法:毎月)
40	硫酸錳留物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.0 ~ 8.6	-	-	検査回数の直線不可のため毎月検査(水道法:毎月)
41	陰イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	0.04	0.02	過去の最大直線が検査基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
42	ジエヌスミン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00001	0.00002	0.00001	検査回数の直線不可のため毎月検査(水道法:毎月)
43	2-メチルイソボルネオール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00001	0.00002	0.00001	検査回数の直線不可のため毎月検査(水道法:毎月)
44	フェノール類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.005	0.0010	0.0005	過去の最大直線が検査基準の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	1.7 検査回数の直線不可のため毎月検査(水道法:毎月)
46	油質	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.0 ~ 8.6	-	-	異常なないこと
47	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	異常なこと
48	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	0.04	0.02	異常なこと
49	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	異常なこと
50	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	異常なこと
51	温度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9	23	9	注) 各検査項目の単位は、「No. 1 [/ml]」、「No. 3~No. 51 [度]」、「No. 50~No. 51 [mg/L]」、「No. 2及びNo. 47~No. 49 [単位なし]」

平成31年度水質検査計画
ガジュマル公園前（中間）
水質検査表

No	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基準値	① 濃度測定基準	2016/01/01~ 3年間の最大濃度	理由						
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	検査回数の漏不可のため毎月検査（水道法、毎月）							
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	検出されないこと	検出されない場合（水道法、毎月）							
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.003	0.0006	0.0003	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法、毎月）						
4	水銀及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.0005	0.00010	0.00005	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法、毎月）						
5	セレン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法、毎月）						
6	銅及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法、毎月）						
7	ヒ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法、毎月）						
8	六価クロム化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	0.005	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法、毎月）						
9	重碳酸塩	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.04	0.008	0.004	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法、毎月）						
10	シアン化物及び亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	-	-	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法、毎月）						
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.10	0.20	1.0	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法、毎月）						
12	フッ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.8	0.16	0.08	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法、毎月）						
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.2	0.1	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法、毎月）						
14	四塩化炭素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.002	0.0004	0.0002	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法、毎月）						
15	1,4-オキサン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	0.005	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法、毎月）						
16	3-(1,2-ジメチルエチル)アクリル酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.04	0.008	0.004	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法、毎月）						
17	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	0.004	0.002	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法、毎月）						
18	テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法、毎月）						
19	トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法、毎月）						
20	ベンゼン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	-	-	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法、毎月）						
21	塩素酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	-	-	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法、毎月）						
22	クロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.06	-	-	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法、毎月）						
23	クロロカルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	-	-	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法、毎月）						
24	ジクロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	-	-	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法、毎月）						
25	ジブロモクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	-	-	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法、毎月）						
26	臭素酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	-	-	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法、毎月）						
27	トリハロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	-	-	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法、毎月）						
28	トリクロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	-	-	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法、毎月）						
29	プロモジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	-	-	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法、毎月）						
30	プロモカルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.001	0.0002	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法、毎月）						
31	トルムアルデヒド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.08	-	-	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法、毎月）						
32	亜鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.20	0.10	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法、毎月）						
33	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	0.04	0.02	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法、毎月）						
34	鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.3	0.06	0.03	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法、毎月）						
35	ナトリウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.20	0.10	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法、毎月）						
36	32 亜鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.08	-	-	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法、毎月）						
37	マンガン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	0.005	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法、毎月）						
38	塗化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法、毎月）						
39	カルボン酸、マグネシウム等(総塩)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	300	60	30	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法、毎月）						
40	無機物(全有機燃素(DDT)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法、毎月）						
41	藻類及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	0.04	0.02	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法、毎月）						
42	ジエオスミン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00001	0.00002	0.00001	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法、毎月）						
43	2-メチルイソカルネオール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00001	0.00002	0.00001	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法、毎月）						
44	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	0.004	0.002	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法、毎月）						
45	フェノール類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.006	0.010	0.005	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法、毎月）						
46	有機物(全有機燃素(DDT)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法、毎月）						
47	PH值	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	-	-	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法、毎月）						
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法、毎月）						
49	氯気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法、毎月）						
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法、毎月）						
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9	22	11	11	51	11	9	22	9	項目数

注：各検査項目の単位は、「No. 1 [/ml]」、「No. 3~No. 46 [mg/l]」、「No. 50~No. 51 [度]」、「No. 3~No. 46 [mg/l]」、「No. 50~No. 51 [度]」、「No. 2及びNo. 47~No. 49 [単位なし]」

平成31年度水質検査計画
消防局所(栗生)
水道検査名

No	項目	平成31年度検査履歴												基準値	(1) 検査結果差異	2016/01/01~	3年間の最大値	検査回数の漏不可のため毎月検査(水道法:毎月)	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月						
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	-	-	-
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されない検査回数の漏不可のため毎月検査(水道法:毎月)	1回／3年	-	-	-	-
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.003	0.0006	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003
4	水銀及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.0005	0.00010	0.00005	0.00005	0.00005	0.00005
5	セレン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001
6	銻及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001
7	ヒ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	0.005	0.005	0.005	0.005
8	六価クロム化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.04	0.008	0.004	0.004	0.004	0.004
9	亜硝酸塩	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	-	-	-	-	-
10	シアン化物(オゾン化シアン)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
11	硝酸塩及び重碳酸塩	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.8	0.16	0.08	0.08	0.08	0.08
12	フッ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.002	0.004	0.002	0.002	0.002	0.002
14	四硝化族素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	0.004	0.004	0.004	0.004
15	1,4-ジアサン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.04	0.008	0.004	0.004	0.004	0.004
16	フル-2-ジメチル及びトス-1-2-ジメチル	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	0.034	0.002	0.002	0.002	0.002
17	ジクロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001
18	テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001
19	トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001
20	ベンゼン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001
21	塩素酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.6	-	-	-	-	-
22	クロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	-	-	-	-	-
23	クロロホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.06	-	-	-	-	-
24	クロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	-	-	-	-	-
25	ジブロクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.1	-	-	-	-	-
26	臭素酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	-	-	-	-	-
27	脱トリハロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.1	-	-	-	-	-
28	トリクロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	-	-	-	-	-
29	ブロモジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	-	-	-	-	-
30	ブロモカルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.09	-	-	-	-	-
31	ホルムアルデヒド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.08	-	-	-	-	-
32	亜硝酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.20	0.10	0.01	0.01	0.01
33	アミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	0.04	0.02	0.02	0.02	0.02
34	鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.3	0.06	0.03	0.03	0.03	0.03
35	銻及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.20	0.10	0.01	0.01	0.01
36	ナトリウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	40.0	20.0	10.0	10.0	10.0
37	マンガン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	0.005	0.005	0.005	0.005
38	塩化水素イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	-	-	-
39	カルシウム、マグネシウム(硬度)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	300	60	30	7	12.5	12.5
40	蒸留液	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	500	100	50	44	44	44
41	陰イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	0.04	0.02	0.02	0.02	0.02
42	ジエオズミン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.0001	0.0001	0.00001	0.00001	0.00001	0.00001
43	2-メチルイソボルネオール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	0.004	0.002	0.002	0.002	0.002
44	フェノール類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.005	0.0010	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005
45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	-	-	-
46	叶緑素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.3 ~ 8.6	-	-	-	-	-
47	ナトリウム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.0001	0.0001	0.00001	0.00001	0.00001	0.00001
48	鉛	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	-	-	-
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	-	-	-
9	22	11	11	51	11	9	22	9	9	22	9	9	9	項目数	9	注	各検査項目の単位は、「No.1 [/ml]」、「No.3~No.46 [mg/l]」、「No.50~No.51 [度]」、「No.52~No.53 [pH]」、「No.54~No.55 [%]」、「No.56~No.57 [度]」、「No.58~No.59 [度]」、「No.60~No.61 [度]」、「No.62~No.63 [度]」、「No.64~No.65 [度]」、「No.66~No.67 [度]」、「No.68~No.69 [度]」、「No.70~No.71 [度]」、「No.72~No.73 [度]」、「No.74~No.75 [度]」、「No.76~No.77 [度]」、「No.78~No.79 [度]」、「No.80~No.81 [度]」、「No.82~No.83 [度]」、「No.84~No.85 [度]」、「No.86~No.87 [度]」、「No.88~No.89 [度]」、「No.90~No.91 [度]」、「No.92~No.93 [度]」、「No.94~No.95 [度]」、「No.96~No.97 [度]」、「No.98~No.99 [度]」、「No.100~No.101 [度]」、「No.102~No.103 [度]」、「No.104~No.105 [度]」、「No.106~No.107 [度]」、「No.108~No.109 [度]」、「No.110~No.111 [度]」、「No.112~No.113 [度]」、「No.114~No.115 [度]」、「No.116~No.117 [度]」、「No.118~No.119 [度]」、「No.120~No.121 [度]」、「No.122~No.123 [度]」、「No.124~No.125 [度]」、「No.126~No.127 [度]」、「No.128~No.129 [度]」、「No.130~No.131 [度]」、「No.132~No.133 [度]」、「No.134~No.135 [度]」、「No.136~No.137 [度]」、「No.138~No.139 [度]」、「No.140~No.141 [度]」、「No.142~No.143 [度]」、「No.144~No.145 [度]」、「No.146~No.147 [度]」、「No.148~No.149 [度]」、「No.150~No.151 [度]」、「No.152~No.153 [度]」、「No.154~No.155 [度]」、「No.156~No.157 [度]」、「No.158~No.159 [度]」、「No.160~No.161 [度]」、「No.162~No.163 [度]」、「No.164~No.165 [度]」、「No.166~No.167 [度]」、「No.168~No.169 [度]」、「No.170~No.171 [度]」、「No.172~No.173 [度]」、「No.174~No.175 [度]」、「No.176~No.177 [度]」、「No.178~No.179 [度]」、「No.180~No.181 [度]」、「No.182~No.183 [度]」、「No.184~No.185 [度]」、「No.186~No.187 [度]」、「No.188~No.189 [度]」、「No.190~No.191 [度]」、「No.192~No.193 [度]」、「No.194~No.195 [度]」、「No.196~No.197 [度]」、「No.198~No.199 [度]」、「No.200~No.201 [度]」、「No.202~No.203 [度]」、「No.204~No.205 [度]」、「No.206~No.207 [度]」、「No.208~No.209 [度]」、「No.210~No.211 [度]」、「No.212~No.213 [度]」、「No.214~No.215 [度]」、「No.216~No.217 [度]」、「No.218~No.219 [度]」、「No.220~No.221 [度]」、「No.222~No.223 [度]」、「No.224~No.225 [度]」、「No.226~No.227 [度]」、「No.228~No.229 [度]」、「No.230~No.231 [度]」、「No.232~No.233 [度]」、「No.234~No.235 [度]」、「No.236~No.237 [度]」、「No.238~No.239 [度]」、「No.240~No.241 [度]」、「No.242~No.243 [度]」、「No.244~No.245 [度]」、「No.246~No.247 [度]」、「No.248~No.249 [度]」、「No.250~No.251 [度]」、「No.252~No.253 [度]」、「No.254~No.255 [度]」、「No.256~No.257 [度]」、「No.258~No.259 [度]」、「No.260~No.261 [度]」、「No.262~No.263 [度]」、「No.264~No.265 [度]」、「No.266~No.267 [度]」、「No.268~No.269 [度]」、「No.270~No.271 [度]」、「No.272~No.273 [度]」、「No.274~No.275 [度]」、「No.276~No.277 [度]」、「No.278~No.279 [度]」、「No.280~No.281 [度]」、「No.282~No.283 [度]」、「No.284~No.285 [度]」、「No.286~No.287 [度]」、「No.288~No.289 [度]」、「No.290~No.291 [度]」、「No.292~No.293 [度]」、「No.294~No.295 [度]」、「No.296~No.297 [度]」、「No.298~No.299 [度]」、「No.300~No.301 [度]」、「No.302~No.303 [度]」、「No.304~No.305 [度]」、「No.306~No.307 [度]」、「No.308~No.309 [度]」、「No.310~No.311 [度]」、「No.312~No.313 [度]」、「No.314~No.315 [度]」、「No.316~No.317 [度]」、「No.318~No.319 [度]」、「No.320~No.321 [度]」、「No.322~No.323 [度]」、「No.324~No.325 [度]」、「No.326~No.327 [度]」、「No.328~No.329 [度]」、「No.330~No.331 [度]」、「No.332~No.333 [度]」、「No.334~No.335 [度]」、「No.336~No.337 [度]」、「No.338~No.339 [度]」、「No.340~No.341 [度]」、「No.342~No.343 [度]」、「No.344~No.345 [度]」、「No.346~No.347 [度]」、「No.348~No.349 [度]」、「No.350~No.351 [度]」、「No.352~No.353 [度]」、「No.354~No.355 [度]」、「No.356~No.357 [度]」、「No.358~No.359 [度]」、「No.360~No.361 [度]」、「No.362~No.363 [度]」、「No.364~No.365 [度]」、「No.366~No.367 [度]」、「No.368~No.369 [度]」、「No.370~No.371 [度]」、「No.372~No.373 [度]」、「No.374~No.375 [度]」、「No.376~No.377 [度]」、「No.378~No.379 [度]」、「No.380~No.381 [度]」、「No.382~No.383 [度]」、「No.384~No.385 [度]」、「		

水質検査票
個人・宅(花粉)
平成31年度水質検査計画

No	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基準値	頻度測定基準	2016/01/01～ 理由		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	1回以上の検査(水道法:毎月)		
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	検出されない検査回数の検不可のため毎月検査(水道法:毎月)		
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.003	0.0006	0.0003	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)	
4	水銀及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.0005	0.00010	0.00005	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)	
5	セレン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)	
6	銻及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)	
7	ヒ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	0.005	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)	
8	六価クロム化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.04	0.008	0.004	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)	
9	亜硝酸塩	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	-	-	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)	
10	ジアン化物(オゾン及び塩化シアン)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10	2.0	-	過去の回数を減らすことができる項目ですが地盤性を考慮し安全確認のため毎月検査(水道法:1回／1年)	
11	硫酸及亞硫酸及び無酸性塩素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.8	0.16	0.08	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)	
12	フッ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.2	0.1	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)	
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.002	0.0004	0.0002	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)	
14	四価化銀	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	0.005	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)	
15	1,4-ジオキサン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.04	0.008	0.004	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)	
16	フルーティカルボン酸及びジカルボン酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	0.004	0.002	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)	
17	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)	
18	テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)	
19	トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)	
20	ベンゼン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)	
21	氷酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.6	-	-	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／1年)	
22	クロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	-	-	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	
23	クロロホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	-	-	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	
24	ジクロロブロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	-	-	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	
25	ジフルオロブロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.1	-	-	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	
26	臭素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	-	-	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	
27	ビトリハロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.1	-	-	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	
28	トリクロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	-	-	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	
29	ブロモジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	-	-	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	
30	ブロモホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.09	-	-	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	
31	ホルムアルdehyド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.08	-	-	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)	
32	亜鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.20	0.10	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)	
33	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	0.04	0.02	0.08	過去の最大値が頻度測定の①より大きいため1年に4回の検査(水道法:4回／1年)
34	鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.3	0.06	0.03	過去の最大値が頻度測定の①より大きいため1年に4回の検査(水道法:4回／1年)	
35	銅及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.20	0.10	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)	
36	ナトリウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	40.0	20.0	5.9	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
37	マンガン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	0.005	0.001	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	10.6	検査回数の測定不可のため毎月検査(水道法:毎月)
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	300	60	30	-	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
40	蒸留液留物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	500	100	50	-	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
41	陰イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	0.04	0.02	0.02	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
42	ジエオスマシン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00001	0.00002	0.00001	0.000001	検査回数の測定不可のため毎月検査(水道法:毎月)
43	2-メチルイソボルネオール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	1.6	検査回数の測定不可のため毎月検査(水道法:毎月)
44	4-フェノール類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.005	0.010	0.005	0.005	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
45	有機物(全有機炭素10C)の量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.8	検査回数の測定不可のため毎月検査(水道法:毎月)
46	pH值	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8～8.6	-	-	-	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
47	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	0.04	0.02	0.02	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
48	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	-	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
49	異常	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	-	過去の最大値が頻度測定の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2回測定	検査回数の測定不可のため毎月検査(水道法:毎月)
51	漏度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9	23	11	11	「No. 1 [/ml]」、「No. 3～No. 46 [mg/L]」、「No. 50～No. 51 [度]」、「No. 2及びNo. 47～No. 49 [単位なし]」

注) 各検査項目の単位は、「No. 1 [/ml]」、「No. 3～No. 46 [mg/L]」、「No. 50～No. 51 [度]」、「No. 2及びNo. 47～No. 49 [単位なし]」」